

衆議院 第百五十四回国会

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第七号

平成十四年三月二十日(水曜日)

午前八時開議

出席委員

委員長 萩野 浩基君

理事 金田 英行君 理事 西野あきら君

理事 松岡 利勝君 理事 吉川 貴盛君

理事 荒井 聰君 理事 武正 公一君

理事 白保 台一君 理事 一川 保夫君

相沢 英之君 岩倉 博文君

金子 恭之君 倉田 雅年君

仲村 正治君 林 省之介君

福井 照君 吉野 正芳君

渡辺 具能君 金田 誠一君

川内 博史君 榑崎 欣弥君

原口 一博君 横路 孝弘君

丸谷 佳織君 赤嶺 政賢君

東門美津子君

外務大臣

国務大臣

(沖繩及び北方対策担当大臣)

内閣府副大臣

防衛庁副長官

外務副大臣

内閣府大臣政務官

総務大臣政務官

財務大臣政務官

国土交通大臣政務官

政府参考人

(内閣府政策統括官)

政府参考人

(内閣府沖繩振興局長)

政府参考人

(警察庁長官官房審議官)

川口 順子君

尾身 幸次君

熊代 昭彦君

萩山 教蔵君

杉浦 正健君

嘉数 知賢君

山内 俊夫君

吉田 幸弘君

高木 陽介君

安達 俊雄君

武田 宗高君

芦刈 勝治君

政府参考人

(警察庁刑事局長)

政府参考人

(防衛施設庁長官)

政府参考人

(総務省総合通信基盤局長)

政府参考人

(外務省アジア大洋州局長)

政府参考人

(外務省北米局長)

政府参考人

(外務省欧州局長)

政府参考人

(文部科学省大臣官房審議官)

政府参考人

(農林水産省農村振興局長)

政府参考人

(国土交通省総合政策局長)

政府参考人

(国土交通省航空局長)

衆議院調査局第一特別調査室長

吉村 博人君

嶋口 武彦君

鍋倉 真一君

田中 均君

藤崎 一郎君

齋藤 泰雄君

清水 潔君

太田 信介君

鷲頭 誠君

鈴木 朗君

小倉 敏正君

委員の異動

三月二十日

辞任

渡辺 具能君

同日

補欠選任

金子 恭之君

同日

補欠選任

渡辺 具能君

同日

補欠選任

金子 恭之君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

沖繩振興特別措置法案(内閣提出第五号)

○萩野委員長 これより会議を開きます。

内閣提出 沖繩振興特別措置法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣府政策統括官安達俊雄君、内閣府沖繩振興局長武田宗高君、警察庁長官官房審議官芦刈勝治君、警察庁刑事局長吉村博人君、防衛施設庁長官嶋口武彦君、総務省総合通信基盤局長鍋倉真一君、外務省アジア大洋州局長田中均君、外務省北米局長藤崎一郎君、外務省欧州局長齋藤泰雄君、文部科学省大臣官房審議官清水潔君、農林水産省農村振興局長太田信介君、国土交通省総合政策局長鷲頭誠君及び国土交通省航空局長鈴木朗君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○萩野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○萩野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武正公一君。

○武正委員 おはようございます。沖繩新法の質疑も三日目ということで、最終日となりましたが、よろしく御答弁をお願いいたします。民主党・無所属クラブの武正公一です。

まず、過日、川口大臣は、就任後初めて沖繩を訪れ、さまざまな方々とお会いになり、また、発言もされてまいりましたし、現地をつぶさに見てきたというお話でございますが、我々民主党も、二月に沖繩に調査団を派遣いたしましたので、そのときに、グレグソン在沖米軍四軍調整官に在沖米軍の海兵隊のグアムへの分散といったことを求めてまいったわけであります。

何度となく調査団の団員から四軍調整官にはそのことを求め、やりとりがございました。ただ、調整官とすれば、現状では難しい、あるいはさまざまなそういった発言があったわけですが、民主党としての姿勢ということで求めてまいったわけでございます。

外務大臣として、この点についてどのように取り組んでいるか、また取り組もうとされているのか、これについて伺いたいと思います。

○川口国務大臣 委員が今おっしゃられましたように、私は、つい数日前に、土曜日でございましたけれども、沖繩を訪れました。

いろいろな方とお話をさせていただいた中に、お目にかかった方のお一人として、グレグソン四軍調整官がいらっしゃいます。

この方とは、比較的時間が短かったので、基地の犯罪についての問題あるいはメラジャン問題等々、かなり限定された問題についてお話をいたしましたということでございますし、あわせて、私も、そのとき、その直前に市町村の方とお話をしていたものですから、そういう方のお話にも例に引きながら、コミュニケーションの重要性ということについてもお話をさせていただきましたけれども、お話しし基地の分散問題について、直接にはお話しはいたしておりません。

ただ、一般的に申し上げまして、沖繩米軍を含めまして、米軍のプレゼンスというのはアジア太平洋地域の平和と安定のために重要であると考えます。在沖繩米軍を含めて、この兵力構成の問題につきましましては、国際情勢の変化に対応して、米政府との間で引き続き緊密に協議をしております。

○武正委員 在沖米軍の重要性は論をまたないわけですが、我々が特に海兵隊のグアムへの分散を求めたのは、沖繩における訓練といった点でいろいろ、これは代替できるのではないのか、

その代替地があるといったことで求めているわけでございます。

また、過日の沖繩への訪問については、外務大臣から十五年期限明言せずということで、これについても地元とすればやはり肩透かしを受けたといった表現が続いたわけでございます。

さて、そのときに、土曜に県庁で稲嶺知事との会談では、日米地位協定の見直しについて、運用改善というような発言について、十分効果が上がらないときには地位協定の改定も視野に入れたと川口外務大臣は見解を示したというような報道がございます。

ただ、昨日、一昨日ですか、委員会答弁でも、運用改善でよしというような御発言が続いておりますが、県内の米軍犯罪は、二〇〇一年は七十件で三年連続で増加、並びに、平成十三年七月十日には、衆議院外務委員会で日米地位協定の見直しの決議もしている。また、当委員会の審査でも、この日米地位協定の見直しということをご各委員が強く主張しておられるのですけれども、運用改善でよしとされるその理由をお伺いしたいと思います。

○川口国務大臣 先般、沖繩を訪問いたしましたときに、稲嶺知事とお話をさせていただきました。さまざまな問題についてお話をさせていただきましたが、御要望をまず知事からいただいたわけでございます。私は、実はあの後夕刊を読みまして、十五年の問題について明言せずというのがタイトルにあります。一瞬あれっと思つたのですけれども、私の意図としてはそれを避けて通るつもりは全くなかったわけでございます。

要望書について、項目についてお答えを実はしていたわけですが、しかも短い時間で項目の要点だけお答えした中で、これは普天間飛行場の移設についてというの大きな項目で上がつていたものですから、普天間飛行場の移設について、代替基地についての基本計画のお話を一言私はその場で申し上げただけでございます。私は、それに就いて答えてくださいと言われれば当然にお答えを

していたのですけれども、その後、記者会見で御質問がありましたので、そのときにはそれにお答えをさせていただいたわけでございます。

運用の改善に努力をしているところでございませうけれども、これは、なぜそうかといふと、在日米軍及びその施設・区域に係るその時々々の問題につきましても、運用の改善によって機敏に対応することが合理的である、そういう考えに基づいているわけでございます。それで、運用改善によつて効果が十分に上がらない場合は、そのときも申し上げさせていただきまして決めるわけにはいきませんけれども、協定の改正、これも視野に入れていくということはそのときにも申し上げたこととでございます。

○武正委員 昨年二月、北谷町で放火が起きたときに、これについては、今の、平成七年の日米合同委員会合意では殺人または強姦という凶悪な犯罪という形での明記だったものですから、放火はその対象に当たらないといったことでの対象から外れたといったこともございます。

今、何を明記するかということが日米で話し合われているようですが、これは国会の議論もそうでありまして、今回の沖繩新法では、内閣府さんに尋ねましたら、各省庁で覚書は交わしていないということと言われました。私は正しいことだと思つております。覚書を交わさずに法律に書き込む、これがやはり国会審議のあるべき姿だということでも求めているところでございますが、そういう意味でも、運用改善、運用という面で、あいまいな形で日米で取り組むのではなくて、きちつとその明記をしていく、文書を交わしていく、そしてその文書は公開していく、そうした公開の原則、そして取り決めの原則、両国間のこうした信義に基づいてきちつと法律に明記をしていく、これが大事だと思つております。これを再度、やはり日米地位協定の見直し必要といったことで申させていたきたいと思つています。

さて、身柄の引き渡しについてなんですが、ア

メリカ側からは、日本の司法制度が整っていないというか、弁護士立ち会い、あるいは取り調べ時、本士並み、こういったことを申して、これについてもまだまだ今協議中だということなんです。報道もあるんですね。米側が政治主導で大幅に譲歩してくれない限り合意は難しいのではないかと、そういうことで、運用改善さ難航といった報道もあるんですが、この身柄の引き渡しについて、司法当局の対立という報道も含めて、御所見を外務大臣にお伺いしたいと思います。

○川口国務大臣 身柄の引き渡しにつきましては、これは御案内のように、日米地位協定の第十七条で、具体的には十七条五項(6)で被疑者たる米兵の起訴時の引き渡しを規定しているわけでございます。平成七年の刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意によりまして、殺人、強姦等の一定の凶悪な犯罪につきましては、我が国として重大な関心を有するものにつきまして、起訴前の引き渡しを可能にする道を開きました。この刑事裁判手続につきましては、さらなる運用改善に向けて、刑事裁判手続に関する特別専門委員会等を通じて協議をいたしているところでございます。

その協議でございますけれども、この協議の進捗状況を含めて、内容につきましては、相手国との関係もございまして、お答えは、直接にこれについて触れることは差し控えていたいただきたいと思いますが、先般、私が二月の十八日にパウエル国務長官とお会いをいたしましてお話をさせていただきました。日米地位協定につきましては、刑事裁判手続に関する協議の決着が必要であるというところについて意見が一致したわけでございます。今後とも政府としては努力を継続していきまして考えております。

○武正委員 司法当局が対立しているという報道についてはいかがですか。

○川口国務大臣 私としては、特にそういう認識は持っておりません。

○武正委員 続いて、環境条項ということへ移らせていただきます。

これももう当委員会では、北谷町のドラム缶の問題もあり、日米地位協定に環境保全の条項、三条に国内法を適用してほしい。これは沖繩の十項目の要請のうちのひとつ。それから四条、環境汚染等が確認された場合、回復計画を日米共同で取り組むべし、共同で調査をすべし、こういったことも沖繩県からは要請が一昨年出ているわけでございます。

また、韓国では、これは二〇〇〇年、合意議事録で取り組みが認められておりますし、日本の場合は、二〇〇〇年秋に努力規定、共同宣言ということでは盛り込んでおりますが、まずはドイツが環境アセスメントの義務づけ、五十四条Aということでは九三年の改定でやって、韓国もそれに続いて、そして日本が一番環境問題での取り組みが、アメリカとの協議がおくれているというふうな指摘をされております。

民主党も、日米地位協定の見直しでは、この第四条に独立した項目として環境条項を入れるべきということ既に提出をしておりますが、この点についての大臣の御所見をお願いいたします。

○川口国務大臣 米軍の活動、環境条項だけについてお話をさせていただきますと、まず日米地位協定と比較をして、環境条項について、米国が今おつしやうたドイツあるいは韓国と締結をしている地位協定との比較において不利ではないかというお話があるわけでございます。これは、まず一般的に、その地位協定の実際の運用のあり方あるいは締結に至った経緯、背景等も関係をしてきますので、一概に論ずるということは困難であると思つたわけでも、私どもの認識としては、日米地位協定が他の地位協定に比べて受け入れ側にとつて不利なものとなつているというふうな認識は持っておりません。

在日米軍に関する環境問題につきましては、委員がちよつと今おつしやいましたように、日米両政府は平成十二年の九月に、在日米軍施設・区域

に関する環境問題に関する情報交換や施設・区域への適切なアクセスの提供をうたった、環境原則に関する共同発表を出しました。そして、現在その具体化に取り組んでいるところでございます。

この具体化作業の成果として、昨年の六月に、在日米軍に関する環境問題を協議する環境分科委員会を定期的に開催するように、環境分科委員会の付託事項を改定いたしました。その上で、昨年の八月には、環境分科委員会のもとで、環境管理基準、JEGSの見直し作業、見直しに関する日米間の協力を強化することを目的として作業部会を設置する、あるいは提供施設整備事業における建設に関連した環境問題の技術的な検討を行うための作業部会を設置するということを日米間で合意したわけでございます。

米軍施設・区域における環境調査につきましては、これまでその所要の系統に基づいて幾つかの問題について実施をしてきているわけでございます。こういった取り組みを通じて、我が国としては環境の保全を図っていく。この問題については、非常に重要な問題であるということについては、私はこの前パウエル國務長官とお話をしたときにも、この取り組みは非常に重要であるということについては意見が一致しまして、個別の問題については緊密に協議をしていくということとで合意をしているわけでございます。

○武正委員 外務大臣の、日米地位協定は他国との協定に劣っていない、遜色がないという認識は、到底容認ができませんのでございます。

例えば、先ほど、沖縄県から十項目の要請が出ておりますが、環境問題についていっても、共同調査といった点でいうと、二〇〇〇年の先ほどの共同発表であります。日本国政府及び米国政府は、施設及び区域への適切なアクセスを提供する、こういった共同発表があつていても、先ほどのドイツまた韓国、これについては緊急の場合は立入調査、事前通告なしの立ち入りも認めようといったところまでやっているんです。日本の場合は普通の立ち入りすら認められない、拒否され

る。地元の自治体が要望しても立ち入りを拒否される、こういった実態でありますね。

環境条項については、「情報公開法でとらえた沖縄の米軍」という本には、「日本政府が日米の環境基準の違いを指摘し、厳しい規程による処理を求めた形跡はまったくない。」こういった厳しい指摘もあるわけでございます。

そこで、立入調査について先ほど話しましたが、ドイツではそのような形で、緊急の場合は通告なしでもいいよといったところまでやっているんですが、日米地位協定ではこれも不備だということに感じるんですが、先ほどの大臣の遜色ないという御発言も含めて、御答弁をお願いいたします。

○川口國務大臣 ドイツの場合でございますけれども、ボン補足協定第五十三条に関する署名議定書におきまして、軍隊の当局は、ドイツ当局が公務を遂行できるように、ドイツの利益を保護するために必要とするすべての合理的な援助を与えるという規定を規定しているということでございます。

それで、我が国の米軍施設・区域への立ち入りにつきましては、米軍は、地域社会との友好関係を維持する必要性を認識し、立ち入りが軍の運用や施設・区域の運営を妨げること等のない限りにおいて、立ち入り申請に対してすべての妥当な考慮を払う、そういう形になっております。

○武正委員 先ほど触れたように、立ち入りを拒否されるケースがあるわけですから、やはりそれは日米地位協定の見直しによつて立ち入りを認める。当然、それはドイツも韓国も事前通告ということが原則であります。事前通告で認める、しかしながら、緊急の場合は事前通告なしでもいいよといったところまで改定すべきだということを重ねて申し上げたいと思います。

続いて、航空機事故についてでございますが、これも沖縄からは、三条を改定して地方自治体への連絡を速やかにしてほしい、並びに、二十五条こちらで、日米合同委員会の事故分科委員会の協

議等、結果についても速やかに公開してほしいという要望が出ております。

ただ、米軍航空機事故に関する報告ということなんですけれども、これについては、事故分科委員会を設置することは昭和三十八年の日米合同委員会において合意された内容に基づいて行われているが、この設置に関する合意書の内容は従来公開されたこともないし、今後とも公表できないし、またその要旨についても同様であるとされている。昭和二十七年、合同委員会が設置された際に、合意文書は英文とする、公表はしない、ただし公表を必要とする場合は日米双方において合意した内容のみを公表するというようなことも含めまして、この航空機事故への取り組みについてもやはり日米地位協定の改定が必要と思われまが、御所見をお伺いいたします。

○川口國務大臣 航空機事故を含めまして、沖縄の米軍による事故等につきまして、この発生については沖縄県民の方々にさまざまな御懸念があるということとは承知をいたしておりますし、今回、沖縄を私は訪問しまして、事件、事故の防止というのは大変に重要であるというふうに感じてまいりました。

こういった事項についての御懸念を踏まえまして、政府としては、平成八年から、墜落、火災といった航空機事故が発生した場合には、日米合同委員会の枠組みを通じて米側に事故調査報告書の提出を求め、米側から提出された報告書を全部公開、公表するというをやっているわけでございます。

いずれにいたしましても、米軍の訓練、活動に当たり安全性の確保に万全を期すべきことについては、閣僚レベルを含めて、さまざまな機会に米側に対して申し入れを行っているところでございまして、今後とも米側に申し入れていく考えでございます。

○武正委員 文書の公開も先ほどのように制限をされているといったことも含めて、沖縄県からの、まず地方自治体への連絡を速やかに、並びに

公開、公開については、日米の間の合意といったものがまだまだ存在をしていること、こういった点についてはやはり地位協定の改定が必要だということに思ふんですけれども、ここまで議論を進めてくる中で、沖縄担当大臣として尾身大臣、先ほど外務大臣は日米地位協定、遜色ないという御発言もありましたが、このことも含めて、地元では到底今の御発言は容認できないと。並びに、運用改善で、運用改善というのは、甘ちゃんといふ言ったらおかしいですけども、そんなものでは到底だめなんだ、沖縄県が十項目要請しているように、きちんと日米地位協定の改定を求めていくべきだというふうに考えますが、御所見をお伺いいたします。

○尾身國務大臣 地位協定の問題についてはさまざまな御意見がございまして、いろいろな問題をしっかりと、運用の改善で米側と話をし、納得できるような形に運用をしていきたいというふうに考えて、私自身もいろいろな意味で努力をしているところでございますが、これを進めていきたい。そして、それでどうしても基本的な問題が解決できないようなときにはその改定も視野に入れているを得ない、こういうふうに考えている次第でございます。私自身も、その点では外務大臣と意見が一致しているところでございます。

○武正委員 続いて、国土交通政務官お見えでございます。

嘉手納ラプコンの返還について、現在の取り組み状況についてお伺いをしたい。

○高木大臣政務官 お答え申し上げます。

嘉手納ラプコンの返還の問題については、平成十二年の三月十六日、委員御存じのように、当時の河野外務大臣とコエン国防長官が会談で表明をされました。その後、日米合同委員会の民間航空分科委員会が昨年の四月に設置されました嘉手納ラプコン問題を協議する特別作業部会、ここにおいて、この嘉手納ラプコンの移管について協議を進めてきております。一昨年には、我が国の航空管制官二名を嘉手納ラプコンに派遣して、同

ラプコンにおける進入管制業務の実態、これは実態を、その中に入りましてしっかりと理解を深めることなどしております。その後、昨年四月には、米軍が移管の前提としている運用所要が提示されましたので、五月に米軍から概要説明を受けるなどして、これまで十一回の特別作業部会を開催して、精力的に協議を今進めている最中でございます。

いづれにいたしましても、国土交通省として、この嘉手納ラプコンの早期移管に向けて最大限の努力をまいりたいと思っております。

○武正委員 平成十五年、三年後の予定をしておりますよという当時の運輸省からの御答弁もありまして、そのとき、民主党の上原議員からは、沖繩返還三十年に間に合わせるようにといった強い要望があったわけですが、残念ながら間に合わないといったところでありまして、平成十五年という当初の見込みでありますので、一日でも早く返還を要望したいと思っております。

これに絡むわけではありませんが、北谷町から騒音問題に関して、平成十二年四月、第十八支援群司令官メリー・アッカート大佐あて、「嘉手納飛行場における航空機騒音の軽減について」という要請がされておりますが、これについて、同日午後、稲嶺知事並びに防衛施設局長に同様に要望がされております。これについては、海上から滑走路へ直接進入に切りかえれば騒音はかなり軽減されると思われるというようなことも言われておりますが、これについての現在の取り組み状況、まず副長官、お答えいただきたい。

○秋山副長官 武正先生御指摘の、北谷町長から要請が出ております「嘉手納飛行場における航空機騒音の軽減について」という要請であります。住宅地域での飛行と旋回の禁止あるいは航空機騒音軽減措置を求める内容のものであります。米側にこのことをよく伝えてありますけれども、飛行場周辺地域の方々に対する航空機騒音による影響に配慮するように、米側にも厳しく、強く要望しているところであります。嘉手納飛行場

というのは、航空機騒音は地域住民の方々に多大な影響を与えておるといことは今御指摘のとおりであります。

いづれにいたしましても、嘉手納飛行場においては、日米合同委員会において合意された航空機騒音規制措置があるわけでありまして、その中で進入及び出発経路を含む飛行場の周辺経路は、できる限り学校、病院、あるいは密集地域の上空を避けるように設定されているところであります。当庁といたしましては、引き続き米軍に対して厳しく騒音軽減の一層の努力を求めていきたいという所存でございます。

○武正委員 秋山防衛庁副長官、ありがとうございます。外務大臣、この北谷町からの要望は当然御承知だと思っておりますが、二月二十八日の夕刊では、ここ数日、六十デシベル以上が一日四百回、一月の四倍になっているという報道、特に二月二十六日は六十デシベル以上を四百七十七回記録しまして、百九デシベルも記録したと。それはやはり、今副長官が言われたように、町の上で旋回をされる、旋回での離発着がされる。これについては沖合で旋回をしてくれという要望を出されているわけなんです。これについて外務大臣は御承知されていると思うんですが、アメリカとの交渉について、当然こうした点もお含みおきいただき、御協議をいただいていると思っておりますが、御所見をお伺いいたします。

○川口国務大臣 この要望の件につきましては、私も承知をいたしております。本日に、騒音問題というのは大変な問題でして、周辺の地域の住民の方にとつては大変に深刻であると私は思います。この御負担を軽減するために、嘉手納飛行場等における航空機騒音規制措置につきまして米軍と合意をするということなど、騒音の軽減には真剣に今までも取り組んできたところでございます。

米軍は日米安保条約の目的達成を図りつつ、周辺住民への航空機騒音の影響に最大限配慮すると

いう観点から、この騒音規制措置に従いまして周辺住民に対する航空機騒音の影響をできるだけ軽減するように最大限努力をしているものと承知をしております。政府としては、この騒音規制措置の厳格な履行を米側に引き続き求めていくとともに、今後とも地元の方々の御負担の軽減のために取り組んでまいりたいと考えております。

○武正委員 荒井委員にちよつとお時間をいただきました。このラプコンが返還された場合、地元北谷町から要望があります沖合で旋回してくれといったことが可能なかどうか、これについてまず国土交通省さんから、ラプコン返還後、沖繩管制空域に入るわけですが、これについてどのような御所見があるのか。並びに、防衛庁副長官から、どのような見直しが可能なのか、地元の要望、これにどのような形でこたえられるのか、お二人からお伺いしたいと思っております。

○秋山副長官 先生御指摘のこのラプコン、レーダー・アプローチ・コントロール、なかなか英語では難しいんですが、日本語で言えばレーダーの進入管制ですね。これが嘉手納ラプコンでありまして、日本側の返還問題については、現在、国土交通省が中心となつて日米合同委員会を検討されておると承知いたしております。

他方、御指摘の北谷町長からの要請もありまして、飛行ルート、嘉手納飛行場周辺において飛行場への離着陸に用いるルート、このルートは飛行場直近の空域に行われる飛行管制のために用いられるものである。進入管制業務の返還とは直接関係がないんですね。言いますと、このラプコンというのは大きなエリアで指定されるものであります。今先生がおっしゃっているのは地域の進入路ですね。

ですから、これはこれから、当庁といたしましても、日米合同委員会の中で合意された航空機騒音規制措置を遵守することによって解決していかねければならない、あるいはまた、住民の皆さんにも御理解をいただきながら、影響をできる限り最小限に食い止めるように米軍に申し入れをして

いきたいというふうに考えております。

○高木大臣政務官 ただいま防衛副長官の方からお話がございましたけれども、今回の嘉手納ラプコンが返還された場合、これはあくまでも全体の航空管制という形になりますし、お尋ねの北谷町のルートというのは、これは飛行場管制業務になりますので、エリアとしてはさらに狭い部分となります。そのため、今回のラプコン返還とその進入管制業務移管、また飛行場管制のこの北谷町の上のところを通るといふものは別問題となりますので、これは直接関係がないというように国土交通省、管制業務を担当している役所としては認識をしております。

○武正委員 最後に、外務大臣、今の御答弁を聞いて、要は、国交省さん関係ないよ。防衛庁さん、取り組みます。一生懸命取り組みますけれども、またいろいろ、ちよつと離れているんじゃないかという御答弁があったんですが、こういふところが、北谷町が直接米軍に交渉しなきゃいけないといったところが生まれてくるんですね。

一町長さんが必死になつて米軍に要請書を持っていたりやっておりますが、では、日本政府は何をやっているんだといったところが地元の嘉手納基地を抱える自治体としてあると思うんですね。今のうちに、国交省さん、防衛庁さん一生懸命やるけれども、やはり省庁の垣根がいろいろあるんだという中で、その交渉の一番に当たる外務省として、最後に御決意を含めてこの北谷町の問題についてお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○川口国務大臣 関係の町村、市町村、一般的にいえば市町村の方々の御負担の軽減をするために、関係の省庁と連携をして最大限の努力をしたと思っております。

○武正委員 以上で終わります。どうもありがとうございます。

○萩野委員長 次に、荒井聰君。
○荒井(聰)委員 民主党の荒井聰でございます。

まず冒頭、十年に一回の新しい沖繩の振興法の議論に、総理の顔が見えない。戦時中、戦後、五十年以上にわたって沖繩の方に大変な御迷惑をずっとかけ続けてきた。そういう沖繩の方にとって、これは大変残念でゆゆしい事態ではないかというふうに思います。私たち野党だけではなくて、当委員会として大変残念に思うということ、をまず冒頭申し述べさせていただきますと思います。

ところで、川口大臣、かつて私も外務省にお世話になったことがございます。最近では、外務省に勤務をしていましたという事は恥ずかしくて言えないような状況にあるんですけれども、私の人生にとって大変大きな影響を与えていただいた、薫陶いただいたのが、沖繩返還交渉の当時の担当課長であった千葉一夫さんという方です。この千葉一夫さんの常々言っていた外交官心得あるいは外務省職員心得というのが、常にタフネゴシエーターであつて、粘り強く交渉をしていくということが彼のモットーでありました。

最近、私は、外務省のさまざまな動きを見てみると、この千葉一夫さんの後輩であるというような、あるいは私が薫陶を受けたそれを忘れてきているのではないかと。何となく、強いものがあるいは声の大きいものに、ネゴシエートしないで、交渉しないで、それをすんなり受け入れていくという体質がどうも身につきてきちゃったんじゃないか。それが今度の鈴木宗男さんの事件にもつながっていったのではないかと。根底にそんなものがあったんではないかというふうに私は思います。

まず最初に、きょうは警察庁から来ておりますが、警察庁の方にお聞きいたしますけれども、有本さんの拉致事件で北朝鮮に拉致された人が十一人ということがあります。このこと、有本さん事件に関して捜査の本部も設けたというような話がマスコミに伝わっております。この北朝鮮拉致事件を警察当局はどうとらえていて、どういう捜査をしているのか、そしてさらに、幾つかの国が絡むわけですから、インターポールである

とかあるいは国際裁判所であるとか、そういうものの活用についてどうお考えなのか、そのあたり意見を聞かせてください。

○芦刈政府参考人 有本恵子さんの拉致容疑事案につきましては、御家族その他の関係者からの行方不明前後の状況等についての事情聴取でありまして、か失踪当時の関係者の供述、その他さまざまな情報交換を通じて、これらを総合的に検討いたしました。本件は北朝鮮による拉致の疑いがある事案であると判断をいたしました。

警察におきましては、現在、この事案につきまして、先ほど御指摘のとおり、警視庁が捜査本部を設置するなどして鋭意捜査を進めているところでございます。具体的な捜査の内容、手法につきましては、事柄の性質上、お答えを差し控えさせていただきます。ただ、本件の重大性にかんがみまして、今後とも、外務省等関係機関と連携いたしまして、全容解明に最大限の努力をしてまいります所存でございます。

(荒井(聰)委員「国際機関の」と呼ぶ) いろいろな手法があります。捜査の常道といったしまして、関係者からの事情聴取、その裏づけ、あるいは国際機関との連携等々、あらゆる捜査手法を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○荒井(聰)委員 国家というのは、国民の財産と生命を守る、それが基本だと思うんですね。その核を最近日本はどうもどこか置き忘れていく感じがしないでもありません。財産という意味では、不法に占拠されている北方四島、これは我が固有の領土である、我が固有の財産だと思っております。そして生命、この生命を不法に拉致されていく。そういうことがハードネゴシエーターなりタフネゴシエーターの対象になかなかないというそんな現状、これは私は外務省の大きな責任だ。生命財産をしっかりと守っていく最前線にいるのが外務省であるべきだ、その意味で外務省にもっと頑張ってもらいたいとだめだというふうに私は思います。

ところで、この北方四島問題に関してさまざまな疑惑が出ておりますので、これについてもちよつとだけ聞かせてください。

北方四島に対する人道支援というのは、決してODAではないですよ。ODAでないのになぜこんなに、数十億の予算を、急激な形で人道援助支援に向かうようになったのか。特に、ディーゼル発電施設の設置というのは、これはもう恒常的な施設ではないか。あのときに、地震が起きて歯舞や色丹の人々が大変苦しんだとき、私も北海道にいましたからよく知っておりますが、そのための人道支援であるならば、既存の施設の修理でありますとかあるいは暫定的な施設にとどめるべきであつて、どうしてODA並みのあのような恒常的な施設をつくらざるを得なかったのか。まあ、恐らくさまざまな形で言われている方の影響力もあつたんだろうと思うんですけれども、そのあたりの経緯について、大臣、お聞かせください。

○齋藤政府参考人 お答えいたします。先生御指摘のとおり、北方四島住民支援事業につきましては、平成十年度及び平成十一年度におきまして、支援委員会への拠出金の予算がおのの、約六十億八千万円、約四十六億四千五百万円というふうに推移しております。他の年度に比べて金額が大きくなっております。これは、平成九年十一月のクラスノヤルスク合意や翌平成十年四月の川奈合意などを経て、平和条約交渉の環境整備のために、北方四島住民支援を緊急に強化するという観点から、十年度と十一年度の補正予算におきまして拠出金を追加計上したという事情でございます。

なお、平成十二年度以降の北方四島住民支援につきましては、従前のレベルに戻っております。また、先生御指摘の恒久施設の関連でございますけれども、我々は、北方四島住民支援の内容につきまして恒久的施設は供与しないとの基本的な立場をとっております。このような施設建設への支援を行っておりますODAとは若干異なつて

おります。不法占拠を助長しないとの基本的立場にかんがみまして、人道支援の観点から必要最小限の規模の施設とし、将来撤去することも念頭に置いた施設としてきているところでございます。

○荒井(聰)委員 いかにも暫定的な施設としては、数十億円かけている発電施設、あるいはプレハブの住宅だと言っている、通称ムネオハウスと言われているそれは、余りにも高額で、恐らく立派なもの過ぎるんじゃないか。

私もODAの実務を担当したことがございますから、その感覚でいいますと、国民一人当たりの国民所得に比例して、お金というのはその国民に影響を与えるんですね。例えば、日本とロシアとの一人当たりの国民所得というのは恐らく十倍ぐらい違うと思うんです。もつと違うのかな。ということ、日本が一億円というのはロシアにとつては十億円の価値と意味があるということでありまして、したがって、二十億円の供与をしているということは、あの小さな島で二百億円の大プロジェクトを打っているということに匹敵するわけであり、その意味というのは、今後の外交交渉なりあるいは人道支援の枠の中に入っているのかどうかということも含めて、外務省はもつと検討するべきだったんじゃないかというふうに思います。

です。これにもかかわらず、運用の改善、運用の改善と言う。それは、私は、国会の意思を無視しているのではないかと、もっと積極的に地位協定改定に取り組んでいくべきだと。

国際社会の中では法とルールとかというものが重視されるのであって、運用の改善とかあるいは行政的な思考で事態の改善を図っていくとか言われるいわゆる日本の政治、行政のやり方、私はこれが今回の政官業のさまざまな癒着の問題なりあるいは多くの問題を提起したのではないかと、思いますけれども、そういうものは国際社会の中では認められないですね。きちつとやはり文書で残していく、あるいは、結んだ協定ならば、それを見直しをして直していくということが、国際的な、一般的な条項でありルールなんです。そこを全く無視して運用の改善だけで図っていくというのは、私は無理があるし、あるいは国際的な常識からいっても、そういう国というのはむしろ余り尊敬されないというふうに思うのですけれども、外務大臣、どうですか。

○藤崎政府参考人 お答えいたします。
日米地位協定の問題につきまして、私も、この地位協定というものが、できる限り実効性を持ちまして、かつ国民の生活等との関係から申しまして、米軍の行動がこれに重大な影響を与えないようにという観点で、不断に見直しを行っているところでございます。

どういうふうな運用が一番実態に即しているかということをご検討しております。そういう観点で、これは防衛庁と外務省で合わせまして日米合同委員会というものを、頻度といたしましては月に二回開いておりますけれども、こういう場におきまして常に地位協定の問題を検討いたしております。あらゆる問題に機敏に対応できるようにということで検討しているところでございます。(荒井(聴)委員「回答になっていないですね。外務大臣」と呼ぶ)

○川口国務大臣 国会の決議、昨年の七月十日、日米地位協定の見直しに関する件ということにつ

いての決議の中で、「国民の基本的な人権を保障している我が国の法律を駐留米軍も尊重するよう、日米地位協定の見直しをも早急に検討し、事態の抜本的改善に取り組むべきである。」ということがあることは承知をいたしておりますし、私も、私どもとしては、この決議を重く受けとめております。重く受けとめておりますけれども、この日米地位協定につきましては、やはり大事なことは、起るさまざまな事象に対しまして機敏に対応をしていくということが大事でございますので、その時々問題について、運用の改善をして機敏に対応していくということが合理的であろうと私は考えております。

運用の改善については、今までも努力をしておりますし、今後とも不断に努力を重ねていく所存でございます。その上で、運用の改善で効果が出ない場合、これは相手もあることでございますけれども、日米地位協定の改正も視野に入れていくということでございます。

○荒井(聴)委員 運用の改善の検討を何年やっているんですか。結局効果なかったんでしょう。犯罪はふえ続けているじゃないですか。そして、国際的にも、あるいは国際社会、国際政治の中でも、法とルールとかというものをしっかり決めていくことの方が、はるかに国際社会の中では尊重されるんじゃないですか、尊敬されるんじゃないですか。そういうものを今の外務省はむしろ無視をしている。

千葉一夫さんの、タフネゴシエーターこそ本場に尊重される、尊敬される外交官であると。これは、ある意味では霞が関の役人だつてそうですよ。真剣になって議論する人間はやはりそれなりに尊敬されますよ、立場が違つても。そういうものが国際間でなぜつくれていないのか。特に日米あるいは日本と朝鮮の間、あるいは日本とロシアの間でもそうかもしれません。大事なことをなかなか言わない。本心に激しくやいばを交わすことこそ外交なんじゃないですか。そういう精神が今の外務省の中に希薄になったということ指摘し

たいと思います。

せっかく警察庁の刑事局長が来ていますので、仮に、日米の地位協定が見直されて、身柄の引き渡し迅速化された場合、どのような影響なり効果があるというふうな考えられておりますか、その御所見だけ承りたいと思います。

○吉村政府参考人 現在は、委員御承知のとおり、殺人、強姦の場合を除きまして、犯罪を行つた米軍構成員の起訴前の身柄引き渡しは行われておりません。その場合には任意捜査を行うことになりませんが、これまでのところ、米軍当局の協力を得ることにより、沖縄県警察、我が国の警察において必要な捜査が行われてきたものであります。

身柄の迅速な引き渡しが米軍構成員による犯罪の未然防止にどう役立つかというお尋ねでございますが、必ずしもその結びつきが明らかではございません、あるいはまた仮定の話でもございまして、直ちにこの場でお答えすることは困難かと思ひます。

○荒井(聴)委員 そんなだから、なかなか警察は信頼されていないんですよ。沖縄の人は、この改正がなされれば、少なくとも、あれだけ多発している交通事故とか凶悪犯罪といったものに大きな抑止力になると言っているじゃないですか。現場の感覚というのは政府は、外務省や外務省を初めとする霞が関はもっと大切にすべきだと思います。

私は、十年前、沖縄新法の、この前の新法の議論のときに、こういう議論をさせてもらいました。これは通告していませんのでわかれば結構ですけれども、そのときに話をさせていたいたのは、北方四島問題を取り扱う特別な大使が存在するように、沖縄の基地問題を取り扱う特別な沖繩駐在の大使クラスの人材を駐在させるべきだ、この人たちが、沖縄の現状というものを十分踏まえて外交交渉の場にも参加するべきなんだという議論をさせていただきました。その後、その検討がなされて、若干それに近い

人が沖縄に配置されていると聞かされておりますけれども、その現状と、それからその機能あるいは活用方策などについて、通告していませんけれども、おわかりでしたらお知らせいただきたいと思ひます。

○藤崎政府参考人 ただいま御指摘のございました沖繩駐在の大使でございますけれども、これは今御指摘のとおり設置をされまして、今三代目でございます。初代が原島、二代目が野村、そして現在が橋本という大使が、沖縄の私どもの事務所の総括をいたしまして、クラスは大使でございます。前任はマレーシアの大使でございました。

先ほどございましたグレグソン四軍調整官あるいは県との関係で、一番円滑な連携ができますようにということで、いろいろな話し合いの場を持ちまして、例えば三者協議会といった話し合いにも入っておりますし、また、私どもに対しまして、沖縄の日々、現状等について報告をいたしております。それを踏まえて、大臣以下私どもが、沖縄の状況をつぶさに報告を受けて判断するという仕組みになっております。

また、機会あるごとに上京いたしまして、現在の沖縄の状況等について報告することになっておりますし、先般、川口外務大臣が沖縄を訪問しましたときには、ずっと同行いたしました。説明に当たったところでございます。

○荒井(聴)委員 また、外務省だけじゃないのですけれども、霞が関の最大の欠点というのは、なかなか現場を知らないということだろうと思うのです。その意味で、外務省が、沖縄に大使クラスの人を派遣して、事務所をつくつたというのは、私は一つの大きな成果だと思ひます。こういう人々を積極的に活用して、日米の外交交渉の場にもこういう人々たちに議論に参加してもらう。沖縄の人々の気持ちを本心に踏まえることのできる数少ない人だと思ひます。そういう人にも参加してもらおうというふうな仕組みづくりが私は効果的なのではないかというふうに思ひます。もう一つ、在日米軍に対する思いやり予算、

ずっと続いているのですね、思いやりがずっと。恐らく、外国に駐留している米軍としては最も居心地のいい基地になっているんだらうというふう

に思っています。確かに、最初の思いやり予算をつくったときには、アメリカの財政状況というのは極めて厳しく、日本の方はかなりの余裕があった。しかし、今は逆転しているんですね。

こういう国家財政の状況の中で、まださらにこの思いやり予算を続けていくのか、そのところを外務省なりあるいは、外務省でいいですか。では外務省、答えてください。

○藤崎政府参考人 お答えいたします。

この在日米軍駐留経費についてでございますが、国家財政を十分に検討すべしという荒井委員の御指摘は、まさにそのとおりだろうというふうに私も考えております。

駐留軍の特別経費協定につきましては、安保体制の円滑な運用を確保する上で重要ではございまして、平成十二年に新たな特別協定を締結いたしました際には、防衛庁、外務省が、タフネゴシエーションと申しますか、厳しい折衝を重ねまして、節約合理化を行うという観点で三つのことをいたしました。

一つは、米側の節約努力を協定に明記すること、二番目は、労務費について、日本側負担の上限労働者数を据え置くということで、これは増加という要求もございましたけれども、据え置いたわけでございます。それから、さらに光熱水料の上限を一部カットしたということでございます。

これは、こういう削減をしたのは今回初めてでございまして、いろいろ御指摘を受けてこれを反映できたものと考えております、本件につきましては、国会の御承認を得たところでござい

ます。○荒井(聴)委員 私はまだまだ足りないと思うんですよ。今の日本の国の財政状況を見てみると、この在日米軍に対する支援策、あるいはODAも

含めて、海外に対する支援策というものも含めて、そんな余裕が今の日本にこれだけの規模としてあるのかねというのが国民の偽らざる考えだと私は思いますよ。私は、そういうものに立つて外務省なり外交官というのは仕事をすべきだということを指摘させていただきます。

尾身大臣、大変お待たせしまして恐縮でございます。

私は、十年前にもこの沖縄振興法の質問に立ちましたけれども、この十年間、かつての沖縄振興法、あるいは、三十年間、それぞれ幾つかの沖縄に関する特別振興法をやつてございましてけれども、それについてどういう総括をされたのか、どういう反省を踏まえて今度の法案をおつくりになったのか。その基本的な概念についてまずお聞かせください。

○尾身国務大臣 今度の五月十五日で沖縄復帰三十年を迎えるわけでございます。この三十年間にわたりまして、三次の振興計画をつくり、また三次の特別立法によりまして、沖縄の政策を進めてまいりました。その主たる眼目は、本土との格差是正という考え方で、特にインフラ整備について六兆八千億に及ぶ国費を投入して、私どもとして努力をしてきたというふうに考えております。

その結果として、いわゆる施設面におきましては相当程度の格差是正が進んでおりますが、しかし、なお一人当たり所得は本土平均の七二%、失業率も非常に高いという状況のもとで、まだまだ沖縄の経済の発展には大きな課題が残されているというのが現状でございます。

そこで、今後、二十一世紀に向かってどういうふうに沖縄を発展させていくかということでございますが、稲嶺知事も、魚よりも釣り針が欲しい、こういう言い方をされておりますが、自立経済というのを一つのキーワードにして経済の発展を実現していきたい。もとより社会資本の整備は今後とも必要でございますけれども、しかし同時に、今まで以上に自立経済ということをしむろキーワードにしていきたいというのがこの新しい

法案を出した私どもの考え方でございます。

○荒井(聴)委員 この法案の仕組みと見ると、今大臣がおっしゃったこととはほど遠いのではないかと。自立的な経済をつくるということは、自立的な発想法を援助していく、あるいはそれを助長していくということであつて、国が頭から計画をつくつたり、国が補助金をどんどん出していくということとはかなり違う。いや、むしろその方が大きな影響、悪い影響を与えがちなというのが過去の沖縄であり、あるいは北海道でもそうでした。この法案の中身はオールドスタイルにすぎないか。

例えば、私が一番懸念してございますのは、各分野において主務大臣を設定してございましてね。この主務大臣が余りにも多過ぎる。いや、これだったら普通の行政スタイルと全く変わらない。本来、政策とか計画というのは、限られた予算とか人材をある特定の分野にスピーディーに投入するということだと考えていますけれども、それが、余りにも網羅的にしたために、そのスピーディーさとか、あるいは限られたものをそこに集中投資するんだというコンセプトが非常に弱くなつてしまつていくというふうに思うんですけれども、大臣、いかがですか。

○尾身国務大臣 現実には、いろいろな事業を推進し、あるいは沖縄県が行う経済発展のための事業を側面から支援をするということを考えましたときに、その分野の担当の閣僚が、役所がこれをしていくことが大変大事だという意味におきまして、例えば、農林水産関係でございますと農林水産大臣を、観光関係でございますと国土交通大臣を主務大臣にしておりますが、同時に、沖縄全体のあり方についての政策判断が大事であるという意味も込めまして、そういう、いわゆる業種所管大臣だけではなしに、内閣総理大臣、現実には私でございますが、主務大臣としてその政策の推進を担当する、こういうふうにしております。そういう意味で、それぞれの分野について主務大臣が分かれていくことは事実でございまして、

沖縄担当大臣は、ほとんどすべての分野についての政策を推進する立場から、各業種別の主務大臣とともに、いわば共管というような形で沖縄の事業を進めていく、こういう形にしているわけでございます。

○荒井(聴)委員 そのやり方というのはほとんど失敗しているんですね。私が経験したのも、北海道で最大のプロジェクトであつた苫東開発、苫小牧東部開発というのがありますけれども、これは、約三十年ぐらいい前に計画をしたものなんですけれども、七省庁体制といつて、通産省だ、農林省だ、建設省だ、運輸省だ、いろいろな省庁が主務大臣になつてこの計画づくりをし、膨大な国家投資をしながら、迅速な計画の変更ができなかった、あるいは時代にあつたような形にこの計画を実施できなかったがゆえに、最後の最後は膨大な赤字を出し、その赤字を国の税金で穴埋めせざるを得ない、そういう悲惨な結末を見たんです。

私は、今回のこの沖縄特措法でも、この主務大臣のところは全く変わっていない、かつての失敗した例というのを全然反省していないというのか、参考にしていない。

それだけではなくて、この計画の中の幾つかに、財団法人や特殊法人を活用する内容が組み込まれております。

今、政府全体としては、特殊法人を廃止している、そういうようなときに、この特殊法人を積極的に利用している、そういう法案の体系というのとはどこかおかしいんじゃないか、全く新しい、前向きなものに欠けているのではないかと、そんなふうに思いますけれども、いかがですか。

○尾身国務大臣 特殊法人につきましては、例えば観光についての国際的な関係を担当するという意味で、その担当の特殊法人を使うことにしておりますが、これは特殊法人改革の基本に触れるというものじゃございませんで、これによって各特殊法人の延命策を図るという趣旨ではございません。特殊法人改革は基本的な小泉政権の政策でございまして、これはそれで進めていただくとい

う前提条件のもとで、活用できるところは活用するという考え方でございます。

なお、苦東開発等についての主務大臣の問題について沖繩が同じ誤りをしているというようなお話でございますが、例えば、自由貿易地域あるいは特別自由貿易地域の問題についての主務大臣は内閣総理大臣及び経済産業大臣であり、農林水産業の振興についての主務大臣は内閣総理大臣及び農林水産大臣であり、そんなに多くの、それぞれの項目についてむやみやたらと多くの主務大臣をつくっているわけではございません。

もしどうしてもこれを直すというお考えがあるのであれば、どこをどういうふうに直したらいいかという御意見を承ればありがたいと思えます。

○荒井(聴)委員 これははっきりしているんですよ。全部の責任を尾身大臣、あなたが負うべきなんです。そして、各省庁との調整あるいは各省庁との責任をあなた自身が負うことなんです。それなら主務大臣は一人でもいいんですよ。あなた自身が全責任を負う、その決断がなくていろいろな省庁に責任を分担しているから、各省庁にとっては沖繩というのは多くの行政分野のたつた一つですよ、だからこそ、おろそかになっていくんですよ。

だれが一番責任を負わなきゃならないのか、命をかけてやるのはだれなんだということをこの法案の中でしっかり示されればそれでいいんですよ。そういうものが今の行政の中に欠けているんですよ。たらい回しにしていく、あつちだこつちだと責任逃れしていく、そして、あぐくの果ては法に基づかないで裁量行政にゆだねていく、そういうやり方が多くの弊害を呼んでいったんじゃないですか。違いますか。

○尾身国務大臣 例えば、いわゆる土地改良、農業、農村の整備の問題にいたしましても、どういう地形のもとでどういう土地改良を進めていくかということについては、残念ながら、百人余りの沖繩の担当大臣のもとでは現実問題として責任あ

る施策が行い得ないと私は思います。

そういう意味で、例えば観光、例えば農業、例えばいわゆる産業、そういうものはやはりそれについていろいろなところで、行政をやっている担当の大臣にやっていただかなければ、現実問題として、沖繩という地域が一つの独立した国家として存立している場合は別でございますが、日本という国の一部である以上、その担当大臣にやっていただかなければ現実の仕事がうまくいかないという事態にあるというふうには私は考えております。

○荒井(聴)委員 今の尾身大臣の考え方でいけば、やはり前と同じになりますよ。

さらに、この計画の中には地方分権という発想法が非常に希薄ではないですか。今全体に国家の改造というのは、地方分権を大事にしていこう、地方の意思を大事にしていこうというのが大きな流れなんですけれども、それについても私は非常に希薄な計画内容だと思うんですけれども、そこはどうですか。

○尾身国務大臣 観光とか農業とか、個別の振興計画というのをつくっております。基本的な沖繩全体の振興計画は、沖繩県が原案をつくって、計画は国がつくる、こういうことになっているわけでありまして、個別の計画については、その基本的な計画に基づいた個別計画は、沖繩県が決める。その決めるについて、いわゆる各所管官庁の同意を得ることができるということになっているわけでございます。

どうしてこういうことになっているかといいますと、沖繩の特殊事情にかんがみ、いろいろな意味で、例えば高率補助の問題等々で、沖繩については国全体、政府として特別にこれを支援していく、そういうことを原則にしていろいろな施策を進めているわけでございますから、その特別の補助をするとか、そういうことをするときには、どうしても担当大臣をしっかりとその計画の中にもとに巻き込んだ形でやっていかなければ、現実にはそういう政策が遂行できません。

そういう意味において、最終的には沖繩県の意思を尊重しつつも、その意思をしつかり実現する方策として、各大臣に同意を求めるということにしてその政策の現実的実現性を担保する、こういうふうな考えているわけでございます。沖繩県のいわゆる地方分権の基本的考え方を損なうものではない、むしろ、沖繩県の希望する方向に持っていく政策を現実には担保するためにこういう体制をとっているというふうなぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○荒井(聴)委員 幾つかの地方振興計画というのはみんなこの形態なんですよ。みんなこの形態では、みんなほとんど効果がなくて、最後に何が残ったかという、公共事業だけが残るんですよ。公共事業だけが国の予算として実効あるというか、担保できるということと、公共事業の上乗せをしていった。その結果どうなったかという、その地域は公共事業依存体質の経済体質になつていくんですよ。

かつての沖繩はそうでもなかったと思うんですけども、この振興計画を積極的に実施することによって、沖繩も今はもう、いわゆる建設業界の体質あるいは公共事業依存の経済体質になつたんじゃないですか。違いますか、大臣。

○尾身国務大臣 私どもは、まだまだ本土と比べて水準が低い社会的インフラを本土並みにしていこう、格差是正をしていこうという考え方でずつと三十年間頑張つてまいりました。その結果として、社会インフラの点においては、かなりの程度格差是正が進んできたというふうな考えております。

そこで、これから大きな方向、もちろん社会資本の整備もこれから必要でございますが、同時に、むしろ重点的には自立経済ということで、本当の意味の沖繩の経済の力をつけるという方向に、この計画あるいはこの法案そのものが大きく考え方の転換をしているというところでございまして、この点は、私は、先ほどからいろいろな形で委員がおっしゃっている御発言の趣旨と合つてい

るんじゃないかと考えております。

○荒井(聴)委員 大分離れているように私は思うんですけれども。

ところで、大臣は公共事業というものをどういうふうにお考えなのか。公共事業というのは、それ自身が目的じゃないんです。公共事業を実施することによって何かをつくり上げていく、もたらしていくということが最終的目標なんですよ。例えば、港湾をつくつたり道路をつくつたりするということとは、それは、貿易量をふやしたりあるいはその港湾に適切な産業を興していくということが公共事業の本来の意味なんですよ。そうでしょ、違いますか。どうぞ。

○尾身国務大臣 その点では同意でございます。

○荒井(聴)委員 ところが、これだけ多くの公共事業を実施しているにもかかわらず、沖繩に特殊なあるいは沖繩に誇れるような産業というのはこの十年間でつくれませんでしたか。どうですか。

○尾身国務大臣 例えば、この不況の状況のもとにおいて、情報関連は四千人も雇用の確保を図つてきているという現実がございまして。これはやはり、私どもがやってきた政策が効果をあらわしてきている一つの証拠であるというふうな考えております。

それからまた、いろいろ御批判をいただいておりますが、自由貿易地域等々における工場の誘致も徐々に進んできています。もちろん、まだまだ理想的な形にはいつていませんが、この日本全体の産業の空洞化の中で、沖繩にはいろいろな企業が誘致を始めている、そういうこともございまして、そういう意味では相当程度進んできたというふうな考えております。

そして他方、いわゆる社会資本の面においては本土との格差はかなり是正されてきているという意味において、ここ三十年来やってきた私どもの努力は相当な成果を出しているということは、これは客観的に認められていいんじゃないかと考えております。

○荒井(聴)委員 社会インフラとしては整備され
たんでしよう、それだけのお金を投入したわけで
すから。しかし逆に、失ったもの、それもまた大
きいんじゃないか。そして、その失ったものをど
ういうふうに、この振興計画なりあるいは政府と
して、失わないようにあるいはもう一回それを再
興するようにしていくのかということが国として
の責務であり大きな役割だと思ふんです。

その意味で、公共事業を実施するのはいいです
よ。しかし、そのために失ったこと、自立的な経
済の意欲を失わしめた、あるいは公共事業、建設
業そのものがその地場産業になってしまってい
る、建設業がなければその地域が成り立たなく
なってしまうという。これは建設業という、公共
事業そのものは、先ほども私言いましたけれど
も、手段であつて目的じゃないんですね、にもか
かわらずその地域では目的化してしまっている。
そういうふうにしてしまったのはまさしく国の政
策なんじゃないですかということを私は先ほどか
らずとお伺いしているわけです。

先ほど大臣は、いや、IT産業であるとかある
いは自由貿易云々とおっしゃいましたけれども、
ITなんて公共事業と関係ないでしょう。(尾身
国務大臣)だから、関係ないところだつてふえて
いるわけですよと呼ぶいや、公共事業によって
どんな産業が振興されたかという私の質問に
対して、あなたはIT産業と答えたんですよ。だ
から、違うでしょうと言っているんですよ。あり
ますか。

○尾身国務大臣 我々が沖縄の自立経済の達成に
向かつて何もしていなかったということではござ
いません。公共事業だけをやっていただけではご
ざいません。IT関連とか観光とか自由貿易地域
とか、今度は金融特区も考えているわけござい
ますが、そういう形で今まで沖縄に、言えば三十
年前には全然なかったIT関連の産業を、特にソ
フトの関係を興していこうということではいろ
んな手を打って、それが現に産業として生きてき
ている状況でございます。

製造業、物づくりの分野については、私は基礎
的な力が沖縄は非常に不足していたことも原因だ
と思つておりますが、まだまだ理想的な形にいつ
ていないと思つております。そういうものについ
てはこれから、いわゆる大学院大学の設立等を含
めて力をつけていく、そういう政策が必要である
と思つております。

しかし同時に、過去三十年間を振り返つてみる
と、この公共事業によって社会的インフラを本土
並みにしていこうという私どもの政策は、過去三
十年間の成果を考えると、これは大変成功し
た、よかったというふうに出ております。

それと同時に、いわゆる公共事業だけに頼らな
い沖縄の自立経済を達成していくということも大
変大事でございまして、今、委員のおっしゃつた
のは、日本経済全体に対する公共事業のあり方に
対する御批判とも受け取れるようなお言葉である
というふうには私は考えておりますが、沖縄につ
いては、次のもう一段のステップの発展を目指し
て、もう一段階高い自立経済への志向というこ
で頑張つていきたいと考えております。

○荒井(聴)委員 私は公共事業を批判しているん
じゃないんですよ。公共事業の持つている意味
というものをと政策担当者は十分認識するべ
きですよ。特に、小さな地域での公共事業とい
うのは極めて大きなインパクトを与えます。それが
ゆえに、その地域の自立的な経済発展の意欲をそ
いでいく、国に頼つて、公共事業さえやってもら
えば何とかなるんだという形になりがちだ、そこ
のところを踏まえながら公共事業を実施してい
く、そういう視点がなければ公共事業の本来持つ
ている意味というものの役割なり効果というのを
減殺しますよということを言っているのではありません。

中身に少し入らせてもらいます。
防衛施設庁の方が来ていますので、幾つか通告
をしましたので、ちょっと沖縄における防衛施設
にかかわる借料についてなんですけれども、昨日
の参考人の中にも出ていたんですけれども、借地

料を地価の動向にかかわらず毎年のように値上げ
している。ここ三十年間は年率五%ぐらいで上
がっているんじゃないかというような指摘がなさ
れておりました。

これは、今デフレの時代であり、さらに地価が
どんどん下がっているという状況の中で、異常な
状況なんではないか。どうしてこういう賃料が上
がるような状態になっているのか、説明をお願い
します。

○嶋口政府参考人 お答えいたします。
防衛施設用地のうち民公有地につきましては、
その土地の所有者と賃貸借契約を締結の上使用さ
せていただいております。その借料額につきましては、
地価の動向、施設周辺の開発状況等の客
観的データから算出した評価額を踏まえ、土地所
有者との交渉を経て決定しているところでありま
す。

こうした個々の土地所有者との賃貸借契約を担
保するため、当庁においては、各年度、防衛施設
用地の借料に係る予算を計上しております。その
予算額は、沖繩の借料の予算の計上に当た
りましては、当庁が財団法人日本不動産研究所に
委託した調査結果に基づき算定された評価額を基
本として積算を行っております。

近年、確かに土地価格が下落していることは事
実でありますけれども、私どもといたしまして
は、厳しい財政事情のもとで、この基地使用のた
めに何としても土地を確保したいということでは
地主の方々と厳しい折衝を行っているということ
でございます。

他方、地主の方々におきましては、地主の方々
もいろいろな委員会、賃料算定研究委員会とい
うものを設置いたしまして、そこで賃借料をいろ
いろ計算している。

その中で、基本的な立場を申し上げますと、私
どもは、米軍それから自衛隊の基地のためにどう
しても土地を確保しなければいけないという立
場、一点でございます。他方において、厳しい財
政事情でございますので、できるだけ予算を節約

したいというのが一点でございます。他方、地主
の方々からいたしますれば、自分たちの土地の価
値について正當に評価してほしいという中で、双
方かなり厳しい折衝を行つて、その結果こういう
形になっているということでございます。

近年の傾向を申し上げますと、確かに五%台と
いうことがございました。十年ぐら前は一〇%
増というところもございました。次は七%、それか
ら数年続きまして三%台のアップになっていま
す。ちなみに十四年度では二・四%ということ
で、伸び率は抑制されておるところでございます。

○荒井(聴)委員 この物価が下がっている時代に
賃借料だけ毎年毎年上がっていくというのは、私
は異常だと思ふんです。今の説明というの
は、わかつたようなわからないような。地主が値
上げを要求するのは当然ですよ。要求という
か、なるべく高く貸したいというのは当然だと思
うんですけれども、いやしくもこの賃料設定に政
治家が介入したり、あるいは特定の政治勢力が公
平な算定をねじ曲げるようなことがあつてはなら
ないと思ふので、その点は十分慎重に今後とも
検討してこの賃料のスタンダードというのを決
めていただきたいということを指摘させていただきます。

あとちょっと、時間ありませんので、通知を
しました農林省に最後に聞きます。

沖縄の土地改良事業予算が沖繩の農業粗生産額
を上回っているという指摘があるというふうに関
心しているんですけども、そういう事実があるの
かどうか。それから、沖繩の土地改良事業の施行
に当たつて環境を随分著しく阻害しているんでは
ないかという指摘がございします。

このあたり、どのように取り組んでいるのか、
それについてお聞かせください。

○太田政府参考人 お答え申し上げます。

土地改良事業予算と農業粗生産額の関係でござ
います。沖繩の農業粗生産額、平成三年から平
成十二年の十一年平均をとりますと、九百九十五

億円ということになります。一方、沖縄の農業農村整備事業予算、同じ十カ年平均で、国費では三百七十二億円、事業費では四百六十七億円となりまして、予算が農業粗生産額を上回るような状況にはございません。

なお、この四百六十七億円の事業費の中には、農業集落排水等の農村整備事業費も含まれておりまして、農業の生産性向上に直接寄与する農業生産基盤整備事業費に限定いたしますと、その事業費は三百十三億円ということになります。

それから、施行に当たっての環境への対応でございます。

沖縄県におきます土地改良事業につきましては、亜熱帯地域の特性を生かした農業の確立を目指して実施してきたところでございます。その実施に当たっては、侵食を受けやすい国頭マージなどの土壌条件、地域特有の強い降雨などの自然条件等を勘案いたしました。昭和五十四年度に沖縄県が策定されました土砂流出防止対策方針を初め、平成七年度十月の赤土等流出防止条例の施行に合わせた土地改良事業等における赤土等流出防止対策設計針の策定等によりまして、工事中あるいは工事後の赤土流出防止に努めているところでございます。

さらに、平成十四年度からは、水質保全対策事業の中で、一層の赤土流出防止を図るために、広域的な観点から沈砂池の整備を行うとともに、事業の実施に当たって策定する計画の中に営農面の対策との連携を明確にすることとしたところでございます。今後とも、土地改良事業の実施に当たりましては、赤土流出等、環境との調和に配慮しながらの万全の対策を期してまいりたいというふうに考えております。

○荒井聡委員 私、かつてODAを担当したことがあります。ODAを担当すると、各国からの要請というのは非常に高いレベルのものを要請しがちであります。自動車工場をつくってくれとかパソコンの工場をつくってくれとか、そういうものを要請しがちです。しかし、そういうのはほと

んど成功したためしがないんです。

結局、その地域の振興策の最も効率の高いものというのは、その地域の地場産業、伝統的な産業、そういうものをしっかりと支えていく、そして、そこから新しい人材であるとかあるいはそれに関連した産業をつくり上げていくというのが、ほとんどの場合、成功する事例であり、私は、日本の地域開発というのも例外ではないだろうと思うんです。

今回のこの振興計画では、いろいろなものを網羅していただきますけれども、私は、その幹になるのはやはり観光と農業だろうと思います。

沖縄の農業というのは、その地域特性からいってもさまざまな可能性を持っていると思います。沖縄というサトウキビという形で、政府の価格維持政策の中の作物しき連想されたいんですけれども、本当は、南方産のフルーツでありますとか、あるいは早場の野菜でありますとか、そういう市場性の高いものもたくさんつくり得る可能性は持っていると思うんですね。

そういうものを、光を当てて、地場に根づいた産業をもっと振興させていく、その中から人材も育成していく、あるいは関連する産業もつくっていくという形で、ぜひ、この振興計画を活用する、利用していくということをお願い申し上げます。

○萩野委員長 次に、仲村正治君。

○仲村委員 私、尾身大臣、こし復帰三十年を迎えて、本当に感慨深いものを覚えております。私、昭和十九年四月に旧制中学に入學をいたしました。一学期は勉強いたしました。しかし、二学期からは、飛行場の建設や高射砲陣地の作業、防空ごうを掘ったり、もう月曜日から土曜日まで毎日その作業ばかり。そして、二十年に米軍が上陸して六月の二十三日に沖縄戦が終わったわけなんです。

そして、私、復帰の昭和四十七年五月十四日、当時、那覇市議員をしておりまして、琉球政府、そして各市町村の条例を、昭和四十七年五

月十四日の深夜から十五日の零時にかけて、日にちが変わると同時に条例改正をするということ、十四日の晩から十五日の朝までぶっ続けて議會をしたのであります。そういう状況の中で復帰をしよう、この機会に復帰三十年を迎えるということについて非常に感慨深いものを覚えております。

復帰した当時の沖縄の状態というのは、もう、米軍が上陸して気まま勝手に基地をつくって、すべての政治が軍事優先、そして民政は全く顧みられない状態でございますので、復帰してこの三十年の間に、三次にわたる振興開発計画で六兆八千億余の国費を投じて、沖縄の道路、港湾、空港、漁港など社会資本整備が本当にすばらしく整備されたことに県民は非常に高い評価をしているわけでございます。

と申しますのは、先ほど申し上げたように、復帰前、もう米軍は専ら軍事優先のことばかりで、民政なんか顧みもしなかった。戦争で破壊された道路や橋梁や港湾や農地整備など全く手もつけない状態でございますので、そういう意味から、私は、この復帰三十年の政府の沖縄に対する施策というものは非常に成果をおさめた、こういうふうに評価をいたしておるところでございます。

そして、現行の沖縄振興開発特別措置法は昭和四十七年五月十五日に制定されたわけでありまして、その現行の法律も、今回審議をしている法律も、各所に、その目的と意義は、沖縄の特殊性にかんがみてそれを制定する、こういうふうな条文をあけてみると出てくるものですから、その特殊事情にかんがみてということに非常に心を刺す思いをするわけでございますが、その点について、尾身大臣、沖縄の特殊事情にかんがみてという点は一歩どういふものか、これはぜひ説明をしていただきたいと思います。

この特殊事情というものは、自然的条件の中から出てくるものもありますし、また人為的につくられてそういう状態になったこともあると思います。例えば、沖縄県は、南北四百キロ東西一千キ

ロの広大な海域に七十余の島々が散在している、しかも、本土から遠く隔絶された地域にありまして、これもやはりある意味での特殊性だろうと思うのだけれども、しかし、私は、この法律で言う特殊性にかんがみてということは、それ以外のことが非常に大きい、人為的なことが非常に大きい、こういうふうな考えておりますので、その点について、尾身大臣の考えをお聞きしたいと思っております。

○尾身国務大臣 本法案の冒頭に「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、」というふうにしてありますのは仰せのとおりでございます。幾つかの要因があると考えております。

一つは、在日米軍の七五％がこの〇・五％の広さの沖縄に存在をし、これが日本の平和と安全、アジア太平洋地域の安全に貢献をしているといふものの、沖縄の方々に大きな御負担をかけているということ。それからさらに、二つ目といえますが、今お話しのとおり、太平洋戦争のさなかに日本の国土で現実には戦争が行われた地域は沖縄だけでございまして、二十万人余の方々が命を落とされたと歴史がございまして、それからまた、先ほどのお話のとおり、二十六年間、昭和四十七年までの間、日本の一部ではなくアメリカに占領されたままの状態であった、そのことによりまして沖縄の発展のおくれ、また人々が大変に御苦労されたという歴史もあるわけでございます。

と同時に、先ほどのお話のとおり、広い海域に幾つもの島が存在をし、そして本土から非常に遠隔地にあるというような地理的な状況もございまして、また、もう一つの地理的な状況として、これは我が国で唯一の亜熱帯地域であり、台風の襲来等もあるような非常に過酷な自然もあるという点も沖縄の特徴であろうと思っております。

そういうような歴史的、文化的あるいは地理的な特徴を持った沖縄、そしてそこにおられる方々が、基地の存在も含めて非常に負担をされておられるというの、また私も忘れてならないこととございまして、そういう中で、この沖縄の振興

を因つていくという事は日本全体の大きな課題である、そういうふうな考えているわけでございます。

そういう考え方のもとで、三次にわたる振興計画をつくり、このたびは新しい沖繩振興特別措置法を提案しているわけでございまして、今までのいろいろな歴史、現状等々を踏まえて、二十一世紀に向かってさらに大きな発展をこの法律に基づいて実現をしていくことを、私どもとしては期しているわけでございます。

〔委員長退席、金田（英）委員長代理着席〕

○仲村委員 今大臣がおっしゃったように、自然的な条件から来る特殊性というの確かにあります。しかし、その大半は、やはり米軍が上陸をして地上戦が行われ、そして二十七年間の占領当中の中で米軍が勝手気ままに基地をつくり、そして今もその状態が続いている、沖繩の振興開発を阻害している大きな原因になっているというのがこの特殊性の最大なものではないか、私はこのように思っているところでございます。

今日まで三次にわたる施策で、戦中戦後あるいは米軍占領当中の中で発生した戦後処理問題、あるいは社会資本整備の問題は、非常に大きく進展をしてきたというふうに思っておりますが、いろいろと御議論を聞いておりますと、公共工事が余り意味をなしていないというような感じの議論もあるようでございまして、私は、地元の者として、果たしてそうなのかなと。例えば道路は、確かによくなっておりますけれども、全国の比較で見ただけで、面積比率それから人口比率、車台数比率で見ただけでは、まだ全国平均の六五％しか整備されていない。こういう状況の中で、なぜ公共工事にそのような考え方を持つのか、私は非常に疑問に思えてなりません。

そして、土地改良工事につきましても、沖繩の農地は大体四万五千ヘクタールぐらいありますけれども、まだ整備面積の五〇％をようやく超したところなんです。これからやはり力を入れていかなければならない重要な課題である、こういう

うふうに思っておりますが、ただ、土地改良事業というものは申請主義でありますので、これは農家の方々がやってくれと言わないとなかなかできる仕事ではありません。これだけ農業生産が低下した中で、今から金をかけて本当に自分の土地を土地改良していいのかという考え方が出てきて、なかなか前に進まないというのが現状でございます。私は、農業関係者や市町村長に対して、そういうところではあっても、やはり農家を説得して土地改良事業は積極的に進めるべきである、こういうふうに言っているところでございます。

そういう状況の中で、沖繩にやはり戦後処理問題が依然として未解決のまま存在しているということについて、私は申し上げたいと思います。

昭和十六年に大東亜戦争が始まって、全国各地に基地をどんどんつくっていったわけですが、しかし、そういう状況の中にあつても、沖繩県は最前線基地になるといふようなことで、十七年から十九年までに、沖繩本島に七カ所、宮古に二カ所、八重山に二カ所飛行場ができたのです。大体十八年の前半まではちゃんと代金を払っているのです。

だから、財務省が、私法上の手続を経て買った、国有地になった、これは十七年以前のものには確かにそうだと思う。しかし、十八年後半からはもうどきどきで、ここからこまごまはいつまでに農作物をとれ、そして、公民館に区長を呼び出して国債を渡して、右左、村の産業組合に強制貯金をさせて、地主には土地代が払われていないのですよ。

私は、昭和十九年の四月に中学に入學して、飛行場工事などの作業に入るときき申し上げましたけれども、現に小禄飛行場なんか私たちが作業して滑走路をつくったのですよ。そういう地域も今国有地になっているのです。なぜそうなったかという、米軍が占領当中の中で、米国民政府が昭和二十七年土地調査をやったのですが、旧日本軍が接収した土地の所有権申請を受け付けるなど民政府が厳に強い達しを出して、それを受け

付けたら罰すると言うものですから、みんなそれを受け付けなかった。それで国有地になってしまった。

その状態を、私が、国会に出てきてからこの問題をたどりました。いつ国有地になったのかと言ったら、昭和四十七年五月十五日に国有地として登録されましたと言います。そんなばかな話があるかというのですよ。何で十八年に買ったならばその当時で国有財産に登録していなかったかということなんです。

そして、土地というのは大体一筆が五百坪、多くて千坪、普通三百坪単位です、一筆一筆が。それが小字一筆になつて国有地になっているのです。それをだれから買って合筆をして国有地になったという証明ができるのかということなんです。

そういうことで、この問題は未解決のまま、戦争というどきどきの中で国民の財産を取り上げた、このことに間違いはない。しかし、証拠もないのに、それを言われると、私法上の手続を経て国有地になったと。それが本当に昭和十七年、昭和十八年に国有地になったという証明をできるならやってみてください。どうぞ。

○吉田大臣政務官 お答えをいたします。

財務省といたしましては、昭和四十八年以降、当時は大蔵省であつたわけでありますが、四十八年以降に、関係省庁の協力を得て、可能な限りの調査を実施したわけでございます。その結果、私法上の売買契約により正当な手続を経て国有財産になった旨の報告書を取りまとめ、昭和五十三年に国会に報告しているところでございます。

また、旧嘉手納飛行場、旧那覇飛行場における旧軍買収地に関し、旧地主が提訴した土地所有権確認等申請訴訟の判決においても、私法上の売買契約により正当な手続を経て国有財産になったと、国の主張が認められたところでございます。以上の点をどうか御理解いただきたいと思います。

○仲村委員 私は、さっきお話ししましたよう

に、全部一律に土地代を払っていないとは言つていません。例えば読谷あたりは、私は払われていると思ひます。そして、戦後、米国民政府が土地調査をやれたと言つたときに、米軍が使う必要のない西原飛行場、豊見城飛行場、これは所有権を認めているのですよ、同じ時期に軍が接収して。そして、浦添、今浦添市ですけども浦添村だった、そこにキャンプ・キンザーというところ、そこには仲西飛行場というのがあつたんです。そこも絶対売っていないといつて、アメリカ民政府と裁判をして勝つたんです。泣き寝入りした人たちの土地が今の状態になっているわけです。

だから、私は、昭和四十七年五月十五日に国有地として登録されたということは、これはもう絶対に理に合わない話だと思ひます。この答えを出すのは時間がかかりますので、また後日、私はやります。全部が全部そういう私法上の手続を経て国有地になったということは、絶対にあり得ない話だということを申し上げておきたいと思ひます。

それから、新法では、これからの振興計画は沖繩の優位性を生かす形で、今までの格差は正という方針から転換をしていく、これはもう私はもつともな話だと思ひます。

例えば、沖繩は、海洋島嶼性の非常にすぐれた自然景観を持つておると同時に、全国唯一の亜熱帯、温暖な気候、そして蓄積された歴史文化遺産があります。したがって、観光・リゾート地としての開発は全国で沖繩よりすぐれたところはない、このように思つております。そして、我が国の南の玄関口、アジア太平洋地域を中心の地点であるというところから、これは今後とも国際交流の拠点として非常に有利な条件を持つていふふうな思つております。そして、アメリカや本土あたりからの海底ケーブルがほとんど沖繩に陸揚げされてから中国や東南アジアに行つていふことからは、この光ファイバーの利用というのが非常に重要な有利性を占めていふ。こういうところから、私は、今後はこういう有

利性を生かすことによって沖縄の振興開発を図るべきだという点については、政府の考え方あるいは沖縄県の考え方と同感であります。その点について、尾身大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○尾身国務大臣 沖縄の優位性ということでございますが、まさにおっしゃるとおり、自然的な、亜熱帯地域の島嶼地帯であるということ、それから、美しい自然、海がありますし、また、歴史文化遺産もユニークな歴史文化遺産を持つていてと考えております。

それから、私がいつも感じますのは、食品の面において、食文化、しかも健康食品についてのいろいろな植物、生産物が大変多い。そういういろいろな各種の優位性を生かしたような形でこれから自立経済を達成していくということが大変大事だと思ひますし、一番手近にあり、身近にあるから忘れがちなのでございますけれども、これは大変大事な沖縄の財産であり、そういうものをしっかりと活用することが大事だ。

おっしゃるとおりの考え方、私も大賛成でございます。

○仲村委員 今度新法をつくるということが閣議決定されて、いよいよその審議が始まったことについて、稲嶺沖縄県知事はこのような期待を述べられております、二十一世紀初頭の沖縄像はこうあるべきだと。

まず第一に、これからの沖縄県は、世界の人々が集い、世界の平和と繁栄のために会議や交流が行われるコンベンションアイランドにすべきだ。そして、二点目には、沖縄に世界の人々が集まるために、多様な交通や通信のネットワークで世界と沖縄がつながる国際的観光やビジネスが集積する拠点のメディアアイランドにしたい。三点目は、沖縄の温暖な気候やすぐれた歴史文化遺産や自然環境の中で、沖縄県が長寿日本という健康長寿の島の条件を生かして、人々が健康で快適に生きるために沖縄に集まってくるようなウェルネスアイランドにしたい。こういうことを述べてお

ります。

確かに、コンベンションアイランドに関連しての話でございますけれども、平成十二年の九州・沖縄サミットを県民の総力を結集して成功させて、G8の首脳からも大変大きな評価を受けたわけでございます。また、そのサミットの直前に、平成十二年六月二十日に、可能な限り日本での国際会議は沖縄でやろうという閣議了解がなされておるわけでございます。

そのサミットを成功させた後、沖縄県でどういう状況になっているかといいますと、平成十二年に国際会議が三十二回、国内の会議が五百三十一回、合計五百六十三回、平成十三年度は国際会議が三十一回、国内会議が五百十二回、合計五百四十三回。ただ、平成十三年度は、十一月、十二月はやはりテロの関係でキャンセルが出て、少し予定どおりにはいかなかった。それでも五百四十三回行われております。平成十四年度も、これからでありますけれども、国際会議が六回、国内が三十回。合計して国際会議六十九回、国内会議七十三回、合計千四百四十二回、こういう実績をつくっているわけでありまして。

そういう点からいいたしましても、稲嶺知事がおっしゃったコンベンションアイランド計画というのはこれからやはり力を入れていくべき問題である、このように思っているわけでございます。

それから、メディアアイランドにつきましては、情報通信分野における沖縄の振興の取り組みでありますけれども、NTTの一〇四番案内が那覇市にできて、五百十名の雇用をしております。名護市にもできて、百十名の雇用をしております。それから、ソフトウェア開発業が十二社で三百七十人雇用している。コンテンツ制作業が十三社で二百二十人。情報サービス業が十三社で百十人。そして、先ほど私が申し上げましたように、海底ケーブルが沖縄に陸揚げされているということもございまして、私は、これからの情報通信産業の集積地として非常に可能性の高い点を持っているというところを考えるとござい

ます。

それから、沖縄の平和に対するこだわり。これは、何も米軍基地があるから米軍基地をなくするために平和、平和と言っているのでは決まてないのです。一四五八年の当時に尚泰久王が万国津梁の鐘をつくったわけですが、その中に、沖縄は、近隣諸国と交わり、善隣友好関係を築くことによって、物の交流、人の交流、文化の交流を図って繁栄を図っていくということが、この一四五八年の文章の中に書かれているわけでございます。その考え方が、今、我々が審議をしている法律の中で生かされようとしているのではないかと、このように思っているわけでございます。

そして、なぜ沖縄で空手がつくられたか。これは、琉球王朝は武器を持たないようという政策をとってきたわけでございます。また、イギリスの軍艦、これは艦長がバジル・ホールという人ですが、一八一六年に琉球を訪問して王府を訪れているのです。この武器のない状態を見て本当にびっくりして、帰りにこのバジル・ホールという人はナポレオンに会っているのです。それで、ナポレオンに東洋に武器を持たない国があるということをお話したということなんです。それからやはり空手が発達した理由がある、このように思っているわけでございます。武器はないけれども、しかし、敵の攻撃からは身を守らなくちゃならぬ、いわゆる護身術として空手が発達してきた、こういうことでございます。

そういう状況の中で、この稲嶺知事が言っておられる三つの点について、もう一つ関連して、ウェルネスアイランドという考え方。例えば平成十三年度の全国の百歳以上、一万五千四百七十五人います。十万人当たり十二名。沖縄県は四百五十七人います。十万人当たり三十五人います。どれだけ沖縄県が長寿の県であるかということは、その一言でおわかりいただける。そういう、健康でみんなが長生きをしている状態を、ぜひ全国の方々に沖縄で過ごしていただけるような島にしたい、こういうことでございます。

この審議をする法律の中でぜひこれを生かしていただきたいということを強く要望申し上げます。と思ひますが、どうぞひとつよろしくお願ひ申し上げます。

(金田(英)委員長代理退席、委員長着席)

○尾身国務大臣 沖縄の歴史的、文化的状況についてお話をいただきました、大変感銘深く聞かせていただきました。やはり、戦中戦後の歴史を生きた抜いた仲村議員なればこそという思いでございます。そういう深みのある独自性というものを生かして、そしてその独自性をこれからの二十一世紀の発展の礎にしていけることが大変大事だということに考えておまして、私どもは、そういう沖縄の皆様の努力を政府として支援していくという立場で、今後いろいろな施策を進めてまいりたいと考えております。

○仲村委員 情報通信分野におけるこれからの取り組みについてでありますけれども、今私が申し上げましたように、いろいろな条件からいまして、非常に可能性の高い、希望の持てる産業であるということでございますので、この点についてはぜひ積極的にひとつ取り組んでいただきたい、こういうことを申し上げたいと思ひます。

先ほどもこういう資料を申し上げましたけれども、この四、五年間で、相当な電気通信関係の企業が沖縄に来て、非常に活発に営業活動をしているという状況でございます。その中で、地元で携帯電話会社があるんですが、これは平成三年にできて、ざっと十年ということでございます。沖縄は全国面積の比率では〇・六％、人口比率では一％という、非常にシェアの狭い地域でこれだけ努力をして順調な経営ができていたということは、これは並々ならぬ努力でなければできなかったんじゃないか、このように思っております。そして、沖縄の場合は、さっきから申し上げておりますように、遠隔の地で海で遮られておりますので、どうしても、県境を越えてほかの地域で営業を伸ばしていこうとしたってできる話ではないと思ひます。したがって、自然に狭い地域で営

業をしなければならぬという状況でございます。

この会社は、全国比率でいえばシェアは〇・五％ですが、県内で見たら四九％あるわけですね。それが、電気通信事業法施行規則で、二五％を超えたら市場支配的事業者という指定を受ける、こういうことになって、とんでもない話じゃないかと私は思っています。この指定をすべきでない、こういうことで考えているところでございます。理事間においても、今、これはおかしいということ、今回の法案に対する附帯決議の中にも入れようということを検討しておりますようにございます。

その件について、総務省も見えておりますので、ぜひお答えをいただきたいと思っております。

○鍋倉政府参考人 携帯電話分野におきまして市場支配的な電気通信事業者の指定に当たりましては、電気通信事業法という法律がございましてけれども、この法律に照らしますと、ちょっとテクニカルチームになって恐縮でございますが、第二種指定電気通信設備、これはその業務区域において端末数のシェアが二五％以上というものでございますが、そういった設備を設置する携帯電話会社につきまして、市場シェアが、先生今おっしゃいましたように、二五％を超える場合に、シェアの推移ですとかその他の事情、その他の事情というのは、例えば市場シェアの順位ですとか他事業者との格差ですとか、そういったことでございましてけれども、そういった事情を勘案した上で指定をするというふうに法律上規定をされております。

御指摘のございました沖繩セルラーにつきましては、今先生御指摘のように、五〇％近くあるということ、それから市場シェアが一位であるということ、法律の条文をそのまま読みますと、基本的には指定することが適当であるということでございます。

しかし、同社の指定につきましては、さまざまなほかの要因を考慮すべきではないかという御意見も多数寄せられておりまして、実は昨日、片山

総務大臣が記者会見におきましても検討しますという御発言をされたところでございます。今、私どもにもよく検討するようにという御指示をいただいている状況でございます。

○仲村委員 今、鍋倉さんの御説明を聞いて、皆さんもそのような方向で検討していらっしゃるということでございますので、ぜひその指定を受けるようなことのないように、ひとつ配慮していただきたいと思っております。

そこで、尾身大臣もいろいろと知事などから陳情を受けられたと思っておりますけれども、その点についての御所見を承りたいと思っております。

○尾身国務大臣 この沖繩セルラー電話会社の問題につきましては、私も実は最近まで実情を知らなかったのですが、つい先日、沖繩に参りましたら、稲嶺知事から大変大事な話があるのでもう一度考えてほしいという話がありました。

この沖繩セルラー電話会社が、これは地元資本が参加して株が公開されている六つの会社のうちのひとつでございますが、電気通信事業法の支配的事業者指定をされる、そういうふうになると、KDDIが五一％株を持つている子会社でもあります。残りの四九％程度が県内のいろいろな関係者が出資をしている会社でございます。KDDIと組んでいろいろな割引サービスをしているわけでございますが、この割引サービスが支配的事業者になると使えなくなる可能性がある、そういうことで、沖繩のいわゆる地場資本とも言えるものが、事業がつぶれてしまう可能性がある、ので、ぜひこの指定はしないようにしてほしい、こういうお話がございました。

私も、実はその後いろいろな状況等を調べてみたわけでございますが、沖繩という県だけに限りますと、四八・三％のシェアがあるわけでございますけれども、まさに、例えばNTTドコモとかKDDIとかその他の会社と比べると、もう本当に米粒みたいな小さい会社でございます。この会社を支配的事業者というふう指定をするというのは、私は公正取引を守る独禁法の精神にも基

本的なところで反しているという感じがいたします。

それからまた、地域地域と言いますが、聞いてみましたら、総務省の方は、地域の区分を大体にのべているわゆるブロックにしております。例えば関東全域とか関西、あるいは中国地方とか四国とか九州とかいうことにして、沖繩だけが一つの県が一つの地域ということに今のところ分類をされているわけですが、例えばこれが九州ブロックの一部というふうになっていくと、全くなりのシェアがネグリジブルスモールになつてしまふわけでございます。そういう点を考えても、この指定は適切ではない。

したがって、この電気通信事業法の基本的な理念に基づいて考えれば指定はすべきではないというふうな考えをしております。総務省の方にその旨申し入れていただいております。

それからまた、もう一つは、実は、今四八・三％のシェアでございますが、平成八年三月の段階ではこの会社は沖繩の地域だけにとつてみまして六三・六％のシェアでございます。その六三・六％のシェアであったものが、ドコモのシェアが伸び、さらにもう一社のシェアも伸びまして、本年二月には四八・三％とここ六年間で一五％シェアを下げていただいております。六年間で一五％シェアを下げて、しかも日本全体の〇・五％のシェアしか持たないこの沖繩セルラーが、電気通信事業法のいうところの支配的事業者である、そういう運用をするということ、どう考えても理不尽以外の何物でもない、ドコモだけを規制するのはまずいから沖繩セルラーと一緒に規制しないと格好がつかないというふうなふうに勘ぐりたくもなるような考え方はないかと私は思っています。

この点については私どもも総務省の方に申し入れておりますが、政と官の関係、政治が官僚システムにいろいろ意見を言ったときに、小泉総理のお話によると、正しい意見は聞くべきだし、正しい意見は聞かなくていいというふうなことを

言われているわけでございますが、これについてはこの委員会でも、ぜひ委員会の総意としての御意見をいただきまして、その判断の方が、私は、電気通信事業法の基本的精神、それから公正取引の独禁法の基本的精神に照らしても、こんな小さい会社を支配的事業者として指定するというようなことは本当はおかしいと思っておりますし、それから、沖繩のこの零細地場資本を、ドコモより支配的事業者であるから、ドコモより沖繩においてシェアが高いから手足を縛っていくというような考え方は、行政のあり方としても極めて疑問があるというふうな考えをしておりますので、そういう意味では、ぜひしっかりと皆様の御意見を賜って正しい決定を総務省にさせていただくように私はお願いしたいと考えております。

○仲村委員 どうもありがとうございます。大変強い御答弁をいただいて、心強く思っているところでございます。今からこの情報通信産業を育てていくという状況の中で、こういうことがあつてはならないという立場で私は御質問をしたわけでございますので、どうぞひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

時間がありませんので最後になりますけれども、沖繩の米軍提供施設の借料についてどうも誤解するような感じがいたしますので、その点について私はぜひわかつていただきたいということをお話し申し上げたいと思っております。

沖繩の米軍基地は、何も安保条約に基づいて貸したものでないんです。米軍が上陸して、もうとにかく勝手気ままに土地を取り上げて、基地をつくった。それは、当時は県民の七〇％が農業して生活をしていただけたから、土地という財産と農業という職業を同時に取り上げられたわけなんです。だから、みんな生活のすべはこの地料に頼ってきたわけなんです。だから、財産を貸してその地料というよりも、私は、生活保障ということも念頭に置いてもらわなくてはならぬ、このように思っているわけなんです。だから、地主の皆さんからすると、予算が少ないから上げられませんかと言った

ら、仕方なく貸しているんだから返してくれ、こういう返事が返ってくるんじゃないですか。その点をぜひ御理解いただきたい。

それでも復帰して随分減りました。約二万七千ヘクタールぐらいいあったのが、今二万三千ヘクタールぐらいい落ちていますね。それは陸地の部分です。それでも全国の七五%、全県面積の一%、基地の集中している沖縄本島の二〇%。

これだけではないんですよ。訓練水域、これが二十九水域あるんですよ、五万四千九百四十平方キロ。訓練空域、これが二十空域あるんですよ、九万五千四百五十平方キロ。陸地だけでなしに、島の周辺にこのようにして訓練空域、訓練海域があつて、特に航空路の往来についてもそれを避けて通らなくちゃならない。南北大東に行くとき、その狭い空域の間を縫っていくんですよ。だから、演習のあるときはもう本当に怖いんですよ。しかも、その普通通っている空路で積乱雲が発生したりするとほかに回れないんですよ、そういう状況であるということ。そして、この訓練海域、これがどれだけ漁業面で制約をしているかということがある。そういう点を十分ひとつ御理解いただきたい、このように思っております。

それでも、基地の返還についてSACOは意味がないんじゃないかという感じが言っておりますけれども、普天間基地は四百八十一ヘクタールあるんですよ。これを、平成八年の二月二十四日、橋本・クリントン会談で、サンタモニカで橋本総理から要請して、その四月十五日にSACOの中間報告として、県内に移設する条件でなら返しますよ、規模を小さくして県内に移設するなら返しますよという条件がついている。だから、県内に移設をしないということであればこれは返ってこないわけですよ。四百八十一ヘクタールが移設後は二百ヘクタールです。那覇軍港、現在五十五・九ヘクタールあります。これも三十五・三ヘクタールでいいですよ、こういうふうに言っております。

だから、私たちは、県内移設条件のSACO、

これは満足すべきものじゃないと思いますよ。ベストではないと思いますよ。しかし、これを拒み続けたら基地の整理縮小はできない。ベストではないけれどもベターの策として、改善の策としてこれは受け入れざるを得ないという気持ちでやっておりますので、しっかりとつこのSACOについても頑張つていただきたい、このように思っております。

時間が参りましたので終わりたいと思います。ありがとうございます。

○萩野委員長 次に、白保台一君。

○白保委員 しんがりでございます。長時間にわたつて沖縄振興法の審議が行われましたが、私はしんがり質問いたしますので、もうしばらくの間よろしく願ひいたします。

参考人の意見陳述を聞いてその質疑を含めていけば十七時間近く及ぶ質疑でございます。これだけ熱心に与野党の議員の皆さん方が審議をされました。県民の一人として非常にありがたいことであると感謝をしております。

そして、沖縄振興の問題については、三十年間現行法で推進をしてまいりましたが、振興開発ということをやつてまいりましたが、いよいよこの現行法も使命を終わろうとしていますし、そういった中で、新しい二十一世紀の沖縄の振興をどうすべきかということで、熱心な御議論が行われました。戦後処理の問題も先ほど議論がございましたが、そのことについて申し上げれば、大変しっかりと議論をしていかなきゃならない部分があるな、こう思っておりますし、また議論もしてまいりました。戦後処理の丁寧な解決の問題ということも一つ大事なことでありますし、同時に、新しい沖縄の将来像を描いていくという振興法も大変重要でございます。

きょう、私は、戦後処理の問題についてはおいておきまして、振興の問題についてお話を伺つていきたいと思いますが、その前に当面する問題について伺いたいと思います。

先ほど議論されましたいわゆる電気通信事業の

問題ですが、尾身大臣から強い御決意、そしてまた指摘がなされてきたところでございますが、そもそも、この電気事業法の言うところの三十七条の二の一項ですか、このことについて、なぜこのことを指定しているかというふうになっているのか、まず、基本的なことから教えてもらいたいと思います。

○山内大臣政務官 ただいま白保委員の方からの御指摘がありました、この規定を持った考え方の基本というものを教えてほしいということでございます。

まず、電気通信事業分野におきましては、事業者間の公正な競争を促進するための環境整備を行うことによりまして、事業者の創意工夫が最大限に発揮される中で、より低廉、高速、多様な通信サービスが提供される、こういった競争のメリツトが国民に最大限還元されることが重要であると認識をいたしております。その認識のもとに、総務省におきましては、業務区域内において相対的に高い市場シェアを有する事業者に対しては、他事業者の公平な取り扱ひのルールを確保するといったことを基本に、電気通信事業法等の一部を改正する法律案を昨年の通常国会に提出いたしました。六月に成立、十一月に施行したところでございます。

相対的に高いシェアを有する携帯電話事業者に対して、他の電気通信事業者への不当な規律、干渉等の禁止といった、適正な競争環境を確保するための規律を課し、電気通信事業分野における公正な競争の促進を図ることを目的としております。

なお、沖縄セルラーの問題がございまして、沖縄での業務区域におけるシェアが一位でございます。また、端末では五二%、収益で四九%の数字を上げております。そういったことから、法令の規定に照らして、基本的には、指定せざるを得ないというのが適当であると考えられておるわけですが、しかしながら、実は先般、参議院の方でも沖縄の委員会でも中川委員の方から質問がござい

まして、私も答弁させていただいたんですが、その後、皆さんの陳情もございました。その中で、同社の指定については、他のさまざまな要因を考慮すべきとの意見も数多く寄せられてきております。昨日、片山大臣から、記者会見において検討するという答弁をなされまして、我々も、よく検討しなさいという指令を今受けておるところでございます。

以上でございます。

○白保委員 今の御答弁でしばしば、公正な競争というお話がございました。先ほど尾身大臣の答弁の中にも、これは独占禁止法という関係も一つあつて、公正な競争というのは、いわゆる受益者に大きな利益を与える、そのために公正な競争があるわけですね。この公正な競争をやることによって、県民は極めて安いものを手に入れる。自由競争というのは、安くていいものが手に入る。これが自由競争の成果ですから、そういう意味でいふと、これは独占禁止法との関係でどうなるのかなと。そして、この比較のあり方そのものが、一地域をとらえて全体と比較していくなど、これで公正な競争という言葉が使えのかなと私自身疑問に思っています。

そういう面では、特に沖縄振興という問題で、地域で規制緩和をして地域で育てて、規制緩和をして育てておいて今度は規制をかける、こういうことでは、利益というものは一般の国民が得ることはできない。そういう意味で、先ほど検討というお言葉がございましたが、検討した結果、これは外すという検討をぜひやつてもらいたい、こういうふうな思っています。

そこで、大臣に伺いますが、先ほど強い決意のお話がございました。やはりこの比較の問題が適当じゃない、私はこういうふうな思っていますし、公正な競争ということであるならば、まさに公正な競争のできる土俵で競争をさせてもらいたい、こういうことを思っておりますので、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○尾身国務大臣 私と委員とは全く同じ意見で

合には、つまり県が手に負えない場合には、沖縄事務所が、事務所は三人しかいないんで大変なんです、ともかく対応して、間へ入って、米軍側との協議を、場合によっては三者協議をやるというような形で対応してまいろうということに相なっております。

先週の土曜日に発表したばかりですので、まだ今、例はございませんが、もう準備を進めておりまして、四月ぐらいからは本格的に動くように、今来ていただいても動きますが、本格的な活動開始は四月からであろうかと思っております。

この結果、見通しとしては、親が軍に在籍している場合はかなり効果が出るんじゃないだろうかと思っております。ただ、軍籍を離れてどこへ行かれたかわからないというような場合は、見通しとしては、軍は、協力はしてくれないにしても、行政機関ですから、最終的には裁判と申しますか、双方の、向こうとこっちの裁判手続ということにならざるを得ないという場合もあるかと思っておりますが、今まで軍にいても放置されていたという場合がたたくさんあったようでございますので、そういった面では随分改善されるのではないだろうかと思っております。

改めて先生の御尽力に敬意を表しまして、またいろいろと御指導を賜りますようにお願いしたいと思っております。

○白保委員 このことが発表されて、フリースクールのセイヤーみどりさんからすぐ電話がありました、うれしいニュースですが、フリースクールにいた子供たちの中から二人が今回県立高校に合格をする。本当に子供たちも今一生懸命努力をして頑張っておる状況でございますので、今後とも、きめ細かな対応をぜひしていただきたいということをお願い申し上げます。

どうぞ副大臣、お忙しいようですから、結構です。そこで、もう一点、先ほども議論がございました嘉手納ラプコンの問題ですが、この問題についてお伺いしたいと思います。

そもそも、嘉手納ラプコン、これが復帰時点では本来ならば、主権国家の領空ですから、主権国家の領空をいつまでも支配させるなどということはあつてはならないことだし、そういう面では、早期にその返還をさせるということが当然のことでありまして。

しかしながら、そのときの言い方は、まだまだ日本の技術は未熟だから、当分の間、嘉手納でもって仕切るよということ、この当分の間がついに三十年たつてしまいました。この三十年間で日本の管制技術というものは大きな発展をして、もう絶対にこれは世界には負けない、むしろ先を行つていて、こういう状況だと思つて。こういう状況の中でいつまでも米軍がラプコンで握つていてやつておるというのは、これはいかかというところで、たまたまこのことについて質問をしてまいりました。

その結果、一昨年あたりから航空局が嘉手納と交渉をやりながら、どうすれば移行できるのかなというところで、内々にいろいろな調査をしたり打ち合わせをしてきたということも承知をしております。

そこで、そのことに入る前に、三月十日に、嘉手納ラプコン二次レーダーが故障した。故障したということについては、国土交通省の方ではよくわからない。しかし、こういうことによつて、民間機が二時間半も三時間もおくれる。そもそも、主権国家の国民が使っている飛行機が、領空を他国によつて支配されて、それで我々が自由に往來できないということがあつてはいけないわけですから、そこで、まずこういうことがあつた事実、これについてお答えいただきたいと思つて。○鈴木政府参考人 委員御指摘の嘉手納ラプコンの二次レーダーの故障でございますけれども、去る三月の九日十時二十四分ごろでございますが、嘉手納のラプコンから航空局の那覇空港事務所の方に故障したという通報がございました。同じ日の二十二時三十分ごろ、復旧した、こういう通報がございました。

その日、民間航空機に遅延などが起こつていて、わけてございますが、航空機のダイヤの遵守状況というのが、レーダーと直接結びつくかどうかというものが微妙なところもございますけれども、少なくともスケジュールとの対比で申し上げますれば、三十分以上おくれたということが、出発で十七便、それから到着で十一便あつた、このように承知しております。

○白保委員 そこで伺いますが、先ほども申し上げましたように、この移管問題について、これまでの経過と現状、そしてまたいつごろまでにどうなるのかというところについてお答えいただきたいと思つて。○鈴木政府参考人 嘉手納のラプコンの移管につきましては、これは委員御高承のとおり、日米合同委員会の民間航空分科委員会に設置されました嘉手納ラプコン問題を協議する特別作業部会、ここにおきまして、現在まで十一回にわたる米軍との協議を進めていくところでございます。その十一回目というのは実は昨日も行われている、こういうことでございます。

この間、一昨年には、私どもの航空管制官二人を嘉手納ラプコンに派遣いたしました。沖縄の進入管制業務の実態の理解を深めるなどしております。それから、昨年の四月には、米軍が管制業務移管の前提としております運用所要というものが提示されました。五月に概要説明を受けまして、その後精力的に協議を進めている、こういうところでございます。

移管の見通しでございますけれども、昭和四十九年五月十五日に、那覇航空交通管制部ができました。管制業務の一部を行う、こういうことになつたわけでございますが、その一部の管制業務が返還されたときの業務移管に当たりましては、実は、基本的な合意ができてから、実質的に、おおむね三年ぐらいの月日を要しているわけでございます。これは私どもの推測ということですが、恐らく、嘉手納ラプコンの移管に際しまして、基本的な合意ができてから同じぐらいの

期間が必要なんではないかな、こういうふうに考えております。

いずれにしても、まず早期移管に向けて一生懸命努力をする、これが肝要でございますから、国土交通省といたしまして最大限の努力をしてまいり所存でございます。

○白保委員 この問題は三十年に及ぶ課題でございますので、ぜひ早期に解決をして、安心して我が国の領空を飛べるような状況にしたい、このことを強く申し上げます。

さて、もう一点、最近の沖縄の質問の際にも申し上げましたが、爆音訴訟、こういった問題があつて、この判決が出た。そうすると、訴訟に加わらなかつた人たちが、この人たちが、公平に補償はできないものかということでもつて、安保条約を反対とか賛成とかこういう話じゃない、爆音による被害というものを公平に補償してもらいたいという立場で会を組織して、そういった主張をなさっている方々がおられます。

このことも含めて、防衛施設庁では検討をなされてきました。そして、三月一日に沖縄にも行かれて、御意見を聴取してこられた、こう思つております。その際の経過、そしてまた、どのような御意見があつたのか。このことについて報告をいただきたいと思います。

○嶋口政府参考人 お答え申し上げます。

三月一日に、私もどつとつております飛行場周辺における環境整備の在り方に関する懇談会、そのメンバーの先生三名に沖縄に行つていただきまして、県と嘉手納町にお伺いして意見を聴取してまいりました。

県の方からは、受忍限度を超える地域に居住する住民に対して、過去の騒音被害に対する金銭補償、将来にわたる継続的な補償制度の創設を求めるといふ御意見があつた一方、嘉手納町からは、基地の存在がいつまで続くのかという住民の感情に配慮した何らかの施策が必要であるとして、住宅防音工事により設置した一般世帯の空調機の使用に伴う電力料金の助成について措置を講ずれ

ば、住民感情もよい方向に向かうのではないかと
いった御意見をいただいたところでございます。
それを踏まえまして、昨日、第六回目の懇談会
を実施しました。先般申し上げましたとおり、非
常に真剣に、約二時間でございまして、真
剣に検討しております、何らかの解決策、いろ
いろな方策はございまして、それも含めて
幅広く検討して、さらに二回、最低二回だろうと
思いますけれども、重ねまして、所要の結論を得
たい、このように考えております。

○白保委員 長官、大体どのあたりで結論を出し
ますか。
○嶋口政府参考人 先般春ごろと申し上げまして
おしかりを受けましたので、正確に申し上げます
けれども、月一回ぐらいやっております、必ず月
一回と申しますと、今三月でございまして、五
月。プラスアルファと申しましたのは、最終的に
やはり、今、私の思いつきではございませんけれ
ども、住民の方に直接聞いておりませんので、そ
の辺も含めてやりますと、二カ月、さらに二カ月
プラスアルファかなというふうな感じでございま
す。

○白保委員 今申し上げようと思っていたので
す。県や町からお話を伺ったようでございますが、
住民の方がそういう声を出しているであります
から、そういう意味では、住民の方の声をきつち
りと聞いていただいた上で、しっかりとした結論
を早期に出していただく、そのことを強く申し上
げたいと思います。
時間が余りなくなりました。この振
興法の問題について何点か伺いをしたいとい
います。

それ、自然と観光を両立させる初めての法律
だとか、また、この振興についてはまさに沖縄の
将来像を描いていく大事な法律である、法案であ
るとか、さまざまに評価をされているところでご
ざいます。そういう中で、三章の關係で私が
気になっているところは、まず一つは、国際観光
振興会というところがございます。この国際観光振

興会は、沖縄にかかわって国際的に沖縄のPRを
していくということなんですけれども、努力規定
になっておりますが、その辺のことについてお答
えをいただきたい。

○驚頭政府参考人 お答えいたします。
先生御指摘のとおり、国際観光振興会というの
は、外国人に日本に来ていただくという活動を
しているところでございまして、具体的には、テ
レビコマーシャルとか新聞広告、あるいはパンフ
レットを外国で配る、そういうふうなことにより
まして日本を知ってもらって、来ていただくとい
うようなこと、あるいは、国際会議を日本に誘致
するということ、あるいは、それから、インターネッ
トのホームページとか観光案内所を利用しまし
て、外国人旅行者への観光情報の提供といったも
のを実施しているところでございます。

それで、昨年のテロがございまして、そのテロ
で沖縄に観光被害が随分及んだというときにも、
外客誘致の活動を国際観光振興会というのはいろ
いろしております、そういう意味では観光の回
復に大きく寄与しております。

具体的には、韓国、香港、中国などで、テレビ
とか新聞で、沖縄はいいところですよというよう
な宣伝をするとか、あるいは沖縄にそういう国々
のツアーをつくる人々を招待しまして、沖縄を
目的地とした観光ツアーをつくってくださとい
か、あるいは沖縄にある国際会議場を使つてくだ
さいというふうな誘致活動をするということをし
ております、そういう意味では大変貢献をして
おります。

それで、今回、そういう意味で、私どもの国土
交通省としてできる一つのやり方が国際観光振興
会を活用した外客誘致であるということで、規定
に盛り込ませていただいたわけでございまして、
具体的には、法律の中で、知事が観光振興計画に
定める観光の宣伝の方針とか国際会議の誘致の方
針に基づきまして国際観光振興会が海外における
宣伝をやるとか、先生先ほどお話がありましたとい
おり、県及び市町村に対する国際会議の誘致とい

うものに関する情報提供に努めるという努力規定
がございまして。

そういう規定の中で、具体的にどういうことを
計画で定めるかということによってやることも変
わってまいります。観光振興計画の内容を踏ま
えまして、先ほど例示を挙げましたようないろ
いろな活動を、海外十四カ所、国際観光振興会、海
外事務所もございまして、そういうものを十分
に活用して効果的なものになるように、私どもと
しても、県それから国際観光振興会と密接に連携
を図りながらやっていきたいというふうに考えて
おります。

○白保委員 ぜひ努力規定、しっかりと努力して
いただいて、御尽力いただきたい、こういうふう
に要望をいたします。

さて、沖縄振興を考える際に、いわゆる沖縄全
体、総体としての沖縄という問題があります。同
時に、今、地域間格差、島嶼間格差、その
う意味では地域間の格差というものもあるん
です。本来、復帰した時点では、本土との格差は正
しいことがうたわれて今日までどうやってき
た。今回は、まさに自立経済を目指したところの、
釣りに見られるような、そういう話になってき
ています。

そこで、地域間格差という問題で一番重要なこ
とは、島嶼間格差、それから、その地域が、それ
ぞれの島々が振興していかなかったならば、総体
としての沖縄振興にも結びつかない、このことは
大臣御存じのとおりだと思います。島々です
から。そういう中で、観光と第一次産業、特に農業
こういった問題については極めて重要な関係に
あるだろう、こう思います。

それで、農業の振興という問題について申し上げ
れば、島嶼間、そしてまた大変狭いところ
もあって、いろいろな作物をつくっている、若い人
たちが努力をされています。ところが、流通にの
せると、流通の中で相手方が多くのものを要求し
てくる、これにたえられないということで、最
初はいんだけれども、結局は後が続かない。こ

ういう、非常にいいものができたとしても、後が
続かない、供給できないということで、結局は長
続きしないという部分もあります。

そこで、今回、大きな特徴として、農林水産業
の振興ということ掲げておるわけでござい
ますが、そういったことを踏まえて、農林水産業振興
ということについての具体的な考え方をもち
のかどうか、お伺いしたいと思います。

○武田政府参考人 お答え申し上げます。

沖縄の農林水産業でございまして、委員
御指摘のとおり、沖縄全域の均衡ある発展を図
るという上で、その振興というは大変重要な課題
であるというふうに認識しております。

沖縄農業は、国際的な競争が非常に激化すると
あるいは従事者の高齢化が進展するということ
で、近年、農水産業の総生産額が低迷してお
るという大変厳しい状況にあるわけでございま
すけれども、一方で、個別に見てまいりますと、我
が国唯一の亜熱帯性気候ということで、その特性を
生かしまして、例えば、農業では、冬から春にか
けてまして、野菜とか花卉、それから熱帯果樹、肉
用牛、そういったもの、あるいは水産業では、モ
ズクであるとかクルマエビといった生産が伸びて
おります、大変特色がある産地として一定の評
価を得つつあるわけでございます。また、今後、
観光とカリゾット産業あるいは健康食品産業との
連携による振興というものも期待されておるこ
ろでございます。

今回の新法におきまして、沖縄の振興計画の
とに、より具体的な実施計画といえますかアク
ションプランといえますか、そういう形で農林水
産業の振興計画というものを定めて、これに基づ
いて各種施策を重点的に推進するということにな
っております。

委員の御指摘も踏まえまして、特に沖縄の優位
性を生かした作物、こういったものを中心とし
て、重点的に振興していくというところを取り組
んでまいりたいというふうに考えております。

○白保委員 数点、まだ幾つも通告をしておりま

したが、時間がなくなつてまいりましたので、恐らく最後の質問になろうかと思いますが、文化、科学技術の振興及び国際協力等の推進というのが新たにどんと入つてまいりました。

文化芸術あるいは科学技術、この振興というのは極めて重要なことで、尾身大臣の大変に力を入れておられるところでございます。その中で、また国の方は、文化というのは国のお仕着せであつてはいけない、したがって、地域からこういうふうにしてもらいたい、こうすべきだということを踏まえて支援をしていくというのが国の基本的な姿勢だと思ひます。

そういう中で、文化芸術振興基本法が国会で成立をして以来、やはりみんなの期待するものが大きくて、特に沖繩は特色のある文化芸術というのがございます。したがって、これを国の内外に展開していくことによって、沖繩の平和的なそういう姿というものを示そうという希望を持つている人たちが多くいるわけでありまして、そういう面では、ぜひこのことは進めていかなきゃならない重要な部分だな、こういうふうに通じています。

文化芸術振興基本法の関係と、そしてまたここで言うところの振興、これについてのかかわり、そして、どのような支援をできるのかということについて、お伺いしたいと思います。

○尾身国務大臣 私もたびたび沖繩にお伺いをしておりますが、行くたびに、沖繩の文化に触れる機会がございまして、本当にすばらしいと思つております。

また、組踊を中心とする沖繩の伝統芸能等につきましても、これからしっかり守り、保存をし、そしていろいろな方がこれを楽しめるような、沖繩に行けば楽しめるような、そういうことを実現していくことが大変大事であるというふうに考えております。

自然の美しさと文化、芸能と、それから沖繩の人々の心に触れるということが、沖繩を訪れる方々にとって大変忘れがたい思い出になるわけでございますので、この沖繩固有の文化、芸能、そ

ういものをしっかりと守り、それから育て、そのことによってまた観光産業の振興にもつながる、そういう体制をとつていきたいと思つております。

○白保委員 最後にありますが、昨日、参考人の皆さん方に意見をお伺いいたしました。私どもが推薦いたしました沖繩大学の地下教授は、基地の整理縮小と同時に、沖繩の地域特性を生かした振興策が必要である、その最大の手段は、沖繩に国際平和創造維持機構を誘致することだ、こういうふうに通じました。

私は、基地という抑止力があるだけに、対話をしていく、平和を創造していく、そういう機構というものをぜひ考えて、平和的な、平和戦略をしつかりとしたものにしていかなきゃならない。まさに、JICA、大変に頑張つております。同時にまた、国際交流基金も活用して推進していきたいという考え方もあります。しかし同時に、平和を維持していく、そういう機関の創設ということも大事であるということを私は強く申し上げまして、質問を終わります。

○萩野委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○萩野委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、沖繩振興特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○萩野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○萩野委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、西野あきら君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。武正公一君。

○武正委員 提案者を代表いたしましたして、本動議につきまして御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

沖繩振興特別措置法案に対する附帯決議 (案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、今後の沖繩振興の推進に遺漏なきを期するべきである。

一 広大な米軍基地の存在等、沖繩を取りまく経済社会情勢にかんがみ、県民が安心して安全に暮らせることが肝要であり、米兵犯罪の根絶に努めるとともに、日米地位協定の見直しの検討をも含め、今後とも沖繩の負担軽減に全力を尽くしていくこと。

二 沖繩の自立を進めるため各地域制度等において、沖繩県が自主的に取組むことが出来るように努めるとともに、国の責任ある支援策を強化すること。

三 増大する水需要に対処し、水の安定供給を確保するため、多角的な水資源の開発を促進するとともに、環境に配慮しつつ、水の有効利用に努めること。

四 深刻化する交通渋滞を解消するため、引き続き総合的な交通体系の整備を図ること。

五 米軍施設・区域の整理縮小に引き続き取組み、その早期返還に努めるとともに、返還にあつては環境に留意するよう求めていくこと。

六 新たな沖繩の基幹産業と期待される情報通信産業の今後の一層の集積及び発展のため、沖繩県内で同分野に積極的に取組んでいる沖繩の電気通信事業者の電気通信事業法に基づく支配的事業者への指定については、沖繩の特殊事情に配慮することとし、差し控えること。

七 依然として厳しい雇用情勢に対処するため、産業の振興を強力に推進するとともに、沖繩の実情に応じた雇用対策を積極的に推進し、

教育・福祉分野への取組みを強化すること。

八 地元からの強い要請のある戦後処理等の諸問題について改善を検討すること。

九 赤土流出等沖繩に固有の環境問題に対して重点的な取組みを行うこと。

十 事業評価を進め、結果を公表するとともに、その手法を新法の振興計画にも盛り込むこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○萩野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○萩野委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。沖繩及び北方対策担当大臣尾身幸次君。

○尾身国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、十分にその趣旨を尊重して努力してまいり所存でございます。

沖繩振興特別措置法案につきまして、御可決いただき、まことにありがとうございます。

○萩野委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○萩野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○萩野委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時六分散会